

其ノ授與又ハ約束ヲ受ケ投票ヲ爲シ又ハ投票ヲ爲サル者亦同シ

(釋義) 自分直々か又ハ人の手を経て金銭や物品や手形や又ハ公けの職務や私^{わたくし}の職務等を選舉人に授け與へたり又ハ授け與へるとの約束を爲し自分の名を投票せしむることを得るか又ハ他人に投票を爲すことを得せしめるか又ハ他人の爲めに投票を爲すことを抑へ止めた者の刑法第二百三十四條(賄賂を以て投票を爲さしめ又ハ賄賂を受けて投票を爲したる者の二月以上二年以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す)の例を以て罪を論定せらる而して其の授け與へられたり又ハ約束を受けたりして投票を爲したり又ハ投票をせぬ者も同罪にせらるゝなり

第九十二條 投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止スル目的ヲ以テ選舉人ニ暴行ヲ加ヘタル者ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

(釋義) 自分の名を投票せしむることを得たり又ハ他人に投票を爲すことを得せしめたり又

ハ他人の爲めに投票を爲すことを抑へ止めるの目的にて選舉人へ亂暴^{らんぼう}を行^{おこな}を爲したる者ハ一月以上六月以下の輕禁錮に處せられ五圓以上五十圓以下の罰金を併せて科せらるゝなり

第九十三條 選舉人ニ暴行ヲ加ヘテ投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止シタル者ハ三月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

(釋義) 選舉人に亂暴を行ひを爲して自分の名を投票せしむることを得たり又ハ他人に投票を爲すことを得せしめたり又ハ他人の爲めに投票を爲さんとするを抑へ止めた者の三

第九十四條 選舉人ヲ強逼シ又ハ投票所若ハ選舉會場ヲ騷擾シ又ハ投票函ヲ抑留毀壞若ハ劫奪スルノ目的ヲ以テ多衆ヲ嘯聚シタル者ハ六月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ十五日以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
犯罪者戎器又ハ兇器ヲ携帯シタルトキハ各本刑ニ一等ヲ加フ

(釋義) 選舉人に強ひて迫り又ハ投票所や選舉會の場所を騒かせたり又ハ投票函を抑へ留めたり函を破りたり又ハ奪ひ取るの目的にて多勢の人数を呼び集めた者ハ六月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を科せらる其の事柄を承知して呼び集めに應じ勢力を助けた者ハ十五日以上二月以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を科せらる若し右の犯罪者ハ軍道具や又ハ浮雲おさ器具を持參したもの何れも右に記する所の本刑に一等つゝ重くせらるゝあり

第九十五條 選舉ノ際管理者又ハ立會人ニ暴行ヲ加ヘ又ハ暴行ヲ以テ投票所若ハ選舉會場ヲ騷擾シ又ハ投票函ヲ抑留毀壞若ハ劫奪シタル者ハ四月以上四年以下ノ輕

禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
犯罪者戎器又ハ兇器ヲ携帯シタルトキハ各本刑ニ一等ヲ加フ

(釋義) 選舉を爲すの時に當りて選舉會を支配する者や又ハ立會人等へ亂暴を爲したり又ハ亂暴を爲して投票所や選舉會場を騒かしたり投票箱を抑へ留めたり破したり奪ひ取たりした者ハ四月以上四年以下の輕禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を科せらる若し犯罪者ハ此時軍道具や又ハ浮雲おさ器具を携へたとき何れも本刑に一等を重くせらるゝあり

第九十六條 多衆ヲ嘯聚シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ重禁獄ニ處ス

其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス
犯罪者戎器又ハ兇器ヲ携帯シタルトキハ各本刑ニ一等ヲ加フ

(釋義) 多くの人々を呼び集めて前條の罪を犯せし者の重禁獄に處せられ其の事情を承知して呼び集められて勢力を助けた者の二年以上五年以下の輕禁錮に處せらる若し是等の犯罪を爲す者が軍道具や浮雲なき器具を持ちたとき何れも本刑に一等重くせらるゝあり

第九十七條 演說又ハ新聞紙若ハ其ノ他ノ文書ヲ以テ人ヲ教唆シ前三條ノ罪ヲ犯サシメタル者ハ刑法第一百五條ノ例ニ依ル其ノ教唆ノ効ナキ者モ仍本刑ニ二等又ハ三等ヲ減シ處斷ス

(釋義) 演說を爲し又ハ新聞紙其他の文書を以て人を唆かして第九十四條第九十五條第九十六條の罪を犯さしめた者の刑法第一百五條(人を教唆して重罪輕罪を犯さしめたる者の亦正犯と爲す)の例に依るなり而して其の唆かしたの効能かあくして思望を遂げざる者なるも仍ハ本刑に二等か三等を減らして處分するなり

第九十八條 戎器又ハ兇器ヲ携帯シテ投票所若ハ選舉會場ニ入りタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

(釋義) 未だ犯罪の爲さずとも軍道具や浮雲なき器具を持って投票所や選舉會場に這入りたる者の三圓以上三十圓以下の罰金に處せらる

第九十九條 當選人ニ於テ第八十九條ヨリ第九十八條ニ至ルマテノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ハ無効トス

(釋義) 議員の選に當りし者か第八十九條より第九十八條までの刑に處せられしとき其の當選の効用のなきものあり

第一百條 他人ノ姓名ヲ詐稱シテ投票ヲ爲シタル者及第十四條ニ依リ選舉人タルコトヲ得サル者投票ヲ爲シタルトキハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

(釋義) 他人の姓名を借りて投票をした者や第十四條に依りて選舉人たるとの出來ぬ者か投票をしたときに四圓以上四十圓以下の罰金に處せらるゝあり

第一百一條 前數條ノ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ再セ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ハ三年以上七年以下

ノ選舉權及被選舉權ヲ停止ス

(釋義) 前の五六條に記載せられたる罪を犯して禁錮以上の刑に處分せらるゝか又ハ再
以罰金の刑に處せられし者の三年以上七年以下の年限間せんぎよけん選舉權ひせんけんも被選舉權ひせんけんをも止めらるゝ
ゝなり

第百二條 立會人正當ノ事故ナクシテ此ノ法律ニ規定シ
タル義務ヲ缺クトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處
ス

(釋義) 立會人せいじうしなうが正實せいじつ至當しとうの譯柄わけがらがなくして此の法律に定められたる選舉の節立會の義
務を欠くときハ五圓以上五十圓以下の罰金に處するなり

第百三條 本章ニ規定シタル罰則ノ外刑法ニ正條アルモ
ノハ各其ノ條ニ依リ重キニ從テ處斷ス

(釋義) 此の章中に定められたる罰則の外にて刑法の中に正條のあるものハ何れも其の
條項に依りて随分重くして處分せらるゝなり

第百四條 凡テ選舉ニ關ル犯罪ハ六箇月ヲ以テ期滿免除

トス

(釋義) 一切選舉のことに關係する犯罪ハ犯罪後六ヶ月を経て發覺した者の公訴の期限滿
ちたる者として罪を免かるゝものなり

第百五條 此ノ罰則ハ第十一章ノ各條ト共ニ投票所及選
舉會場ニ貼示スヘシ

(釋義) 此の章に記する所の罰則ハ第十一章の凡ての條項と一緒に投票所と選舉會場に
貼出てふしだつし置かるゝなり

第十四章 補則

(釋義) 本章ハ六條にて本法に漏れたる所を補ふの規則を示せり

第百六條 市ニ於テハ一市ニ一ノ投票所ヲ設ケ此ノ法律
ニ規定シタル投票及選舉ノ管理ハ市長兼テ之ヲ掌ルヘ
シ

第四條ノ場合ニ於テハ一選舉區ニ一ノ投票所ヲ設ケ此
ノ法律ニ規定シタル投票及選舉ノ管理ハ市長兼テ之ヲ

(釋義) 市に於てハ一市中に一個の投票所を拵らへ此の法律に定められたる入札や選挙の事を支配するハ市長が兼務するとなり第四條(一市の域内に於て數選挙區あるとき

の府縣知事の區長をして其の選挙長たらしむへし)の場合にてハ一選挙區内に一個の投票所を拵らへ此の法律に定められたる投票や選挙會の支配の區長が兼務するとなり

第一百七條 前條ノ場合ニ於テハ市長又ハ區長ハ其ノ管理スル選挙區内ニ於ケル選挙人中ヨリ立會人三名以上七名以下ヲ定メ遅クトモ選挙ノ期日ヨリ三日以前ニ之ヲ本人ニ通知シ選挙ノ當日選挙管理ノ市役所又ハ區役所ニ參會セシムヘシ

立會人ハ投票ニ立會ヒ併セテ投票ヲ點檢スヘシ
此ノ場合ニ於ケル選挙明細書ハ併セテ投票ノ事項ヲ記載スヘシ

(釋義) 第一百六條の場合にハ市長や區長の各自分の支配する選挙區内の選挙人の内より

立會人三名以上七名以下を定め遅くとも選挙會を開くの日限より三日以前に之れを立會人に知らせ開會の當日支配をする市役所や又ハ區役所等へ寄り會ハさねハならぬ又立會人の投票開函に立會ひて投票を取調へねハならぬ此の時に用ゆる選挙明細書の俱に投票の事柄を書き記さねハならぬ

第一百八條 島司ヲ置ク地方ニ於テハ此ノ法律ニ規定シタル選挙長ノ職務ハ島司之ヲ掌ルヘシ

(釋義) 島司の役人を置く島地に於てハ選挙長の役目の島司が主たるあり

第一百九條 町村制ヲ施行セサル町村ニ於テハ此ノ法律ニ規定シタル町村長ノ職務ハ戸長之ヲ掌ルヘシ

(釋義) 町村制を未だ施行せぬ町村等にてハ町村長の役目の戸長が之を扱ふなり

第一百十條 選挙人名簿調製ノ初年ニ限り所得税法施行以來第六條第八條ニ規定シタル納税額ヲ引續キ納完シタル者ハ其ノ納税資格ノ期限ニ充ツルモノト見做スヘシ
(釋義) 選挙人名簿を拵らへる初めての年に限りて所得税法の施行せられたる以來本法

第六條 (第三項選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内に於て直接國稅十
五圓以上を納め仍ほ引續き納むる者但し所得稅に付ての人名簿調製の期日より前滿三
年以上之を納め仍引續き納むる者に限る)第八條(同額)に定められたる納稅高を引續き
上納せし者の其の納稅資格の日限に充分足りたるものと見做すとなり

第百十一條 北海道沖繩縣及小笠原島ニ於テハ將來一般
ノ地方制度ヲ準行スルノ時ニ至ルマテ此ノ法律ヲ施行
セス

(釋義)北海道や沖繩縣おきなわけんや小笠原島おがさわらしまに於ての行末ゆくすゑ一般に施行せらるゝ地方制度せいていど(市制
町村制等なり)を施行するの時に至るまで此の法律の施行せざるあり

衆議院議員選舉法附錄

東京府 議員總數十二人

- 第一區 麴町區麻布區赤坂區一人
 - 第二區 芝區一人
 - 第三區 京橋區一人
 - 第四區 日本橋區一人
 - 第五區 本所區深川區一人
 - 第六區 淺草區一人
 - 第七區 神田區一人
 - 第八區 下谷區本郷區一人
 - 第九區 小石川區牛込區四谷區一人
 - 第十區 東多摩郡南豐島郡北豐島郡一人
 - 第十一區 南足立郡南葛飾郡一人
 - 第十二區 荏原郡伊豆七島一人
- 京都府 議員總數七人
- 第一區 上京區一人
 - 第二區 下京區一人
 - 第三區 愛宕郡葛野郡乙訓郡紀伊郡一人

大阪府 議員總數十人

- 第一區 西區一人
 - 第二區 東區北區一人
 - 第三區 南區一人
 - 第四區 西成郡東成郡住吉郡二人
 - 第五區 島上郡島下郡豐島郡能勢郡一人
 - 第六區 茨田郡交野郡讚良郡河内郡若江郡高安郡一人
 - 第七區 石川郡八上郡古市郡安宿郡郡錦部郡丹南郡志紀郡丹北郡大縣郡澁川郡一人
 - 第八區 堺區大島郡泉郡一人
 - 第九區 南郡日根郡一人
- 神奈川縣 議員總數七人

- 第一區 橫濱區一人
- 第二區 久良岐郡橋樹郡都筑郡一人
- 第三區 南多摩郡西多摩郡北多摩郡二人
- 第四區 三浦郡鎌倉郡一人
- 第五區 高座郡愛甲郡津久井郡一人
- 第六區 大住郡洵綾郡足柄上郡足柄下郡一人

兵庫縣 議員總數十二人

- 第一區 神戸區一人
- 第二區 武庫郡菟原郡川邊郡有馬郡一人
- 第三區 多紀郡氷上郡一人
- 第四區 八部郡明石郡美嚮郡一人
- 第五區 加古郡印南郡一人
- 第六區 加東郡多可郡加西郡一人
- 第七區 飾東郡飾西郡神東郡神西郡一人
- 第八區 揖東郡揖西郡赤穂郡佐用郡宍粟郡二人
- 第九區 城崎郡美含郡氣多郡出石郡七美郡二方郡養父郡朝來郡二人

第十區 津名郡三原郡一人
長崎縣 議員總數七人

- 第一區 長崎區西彼杵郡二人
 - 第二區 東彼杵郡北高來郡一人
 - 第三區 南高來郡一人
 - 第四區 北松浦郡壹岐郡石田郡一人
 - 第五區 南松浦郡一人
 - 第六區 上縣郡下縣郡一人
- 新瀉縣 議員總數十三人
- 第一區 新瀉區西蒲原郡一人
 - 第二區 北蒲原郡東蒲原郡巖船郡二人
 - 第三區 中蒲原郡一人
 - 第四區 南蒲原郡一人
 - 第五區 古志郡三島郡二人
 - 第六區 刈羽郡一人
 - 第七區 北魚沼郡南魚沼郡中魚沼郡東頸城郡二人
 - 第八區 中頸城郡西頸城郡二人
 - 第九區 雜太郡加茂郡羽茂郡一人

埼玉縣 議員總數八人

- 第一區 北足立郡新座郡一人
- 第二區 入間郡高麗郡橫見郡比企郡二人
- 第三區 南埼玉郡北葛飾郡中葛飾郡二人
- 第四區 北埼玉郡大里郡幡羅郡榛澤郡男衾郡二人
- 第五區 兒玉郡賀美郡那珂郡秩父郡一人

群馬縣 議員總數五人

- 第一區 東群馬郡南勢多郡利根郡北勢多郡一人
- 第二區 新田郡山田郡邑樂郡一人
- 第三區 佐位郡那波郡綠野郡多胡郡南甘樂郡一人
- 第四區 西群馬郡片岡郡吾妻郡一人
- 第五區 北甘樂郡碓氷郡一人

千葉縣 議員總數九人

- 第一區 千葉郡市原郡一人
- 第二區 東葛飾郡印旛郡下埴生郡南相馬郡二人

- 第三區 香取郡一人
- 第四區 海上郡匝瑳郡一人
- 第五區 山邊郡武射郡一人
- 第六區 夷隅郡上埴生郡長柄郡一人
- 第七區 望陀郡周准郡天羽郡一人
- 第八區 安房郡平郡朝夷郡長狹郡一人

茨城縣 議員總數八人

- 第一區 東茨城郡鹿島郡行方郡二人
- 第二區 多賀郡久慈郡那珂郡二人
- 第三區 西茨城郡真壁郡一人
- 第四區 豐田郡結城郡岡田郡西葛飾郡猿島郡一人
- 第五區 筑波郡新治郡一人
- 第六區 信太郡河內郡北相馬郡一人

栃木縣 議員總數五人

- 第一區 河內郡芳賀郡一人
- 第二區 上都賀郡下都賀郡寒川郡二人
- 第三區 安蘇郡足利郡梁田郡一人
- 第四區 鹽谷郡那須郡一人

奈良縣 議員總數四人

- 第一區 添上郡添下郡山邊郡廣瀨郡平群郡一人
- 第二區 式上郡式下郡宇陀郡十市郡高市郡葛上郡葛下郡忍海郡二人
- 第三區 宇智郡吉野郡一人

三重縣 議員總數七人

- 第一區 安濃郡一志郡一人
- 第二區 三重郡鈴鹿郡奄藝郡河曲郡一人
- 第三區 桑名郡員辨郡朝明郡一人
- 第四區 飯高郡飯野郡多氣郡一人
- 第五區 度會郡答志郡英虞郡北牟婁郡南牟婁郡二人
- 第六區 阿拜郡山田郡名張郡伊賀郡一人

愛知縣 議員總數十一人

- 第一區 名古屋區一人
- 第二區 愛知郡一人
- 第三區 東春日井郡西春日井郡一人
- 第四區 丹羽郡葉栗郡一人

第五區 中島郡一人

- 第六區 海東郡海西郡一人
- 第七區 知多郡一人
- 第八區 碧海郡幡豆郡一人
- 第九區 額田郡西加茂郡東加茂郡一人
- 第十區 北設樂郡南設樂郡寶飯郡一人
- 第十一區 渥美郡八名郡一人

靜岡縣 議員總數八人

- 第一區 安倍郡有渡郡一人
- 第二區 富士郡庵原郡一人
- 第三區 志太郡益津郡一人
- 第四區 榛原郡佐野郡城東郡一人
- 第五區 周智郡豐田郡山名郡磐田郡一人
- 第六區 長上郡敷知郡濱名郡引佐郡龜玉郡一人
- 第七區 那賀郡賀茂郡君澤郡田方郡駿東郡二人

山梨縣 議員總數三人

- 第一區 西山梨郡北巨摩郡中巨摩郡一人

滋賀縣 議員總數五人

- 第一區 滋賀郡高島郡一人
- 第二區 甲賀郡野洲郡栗太郡一人
- 第三區 犬上郡愛知郡神崎郡蒲生郡二人
- 第四區 西淺井郡東淺井郡伊香郡阪田郡一人

岐阜縣 議員總數七人

- 第一區 厚見郡方縣郡各務郡一人
- 第二區 不破郡安八郡一人
- 第三區 海西郡下石津郡多藝郡上石津郡羽栗郡中島郡一人
- 第四區 大野郡池田郡本巢郡席田郡山縣郡一人
- 第五區 武儀郡郡上郡一人
- 第六區 加茂郡可兒郡土岐郡惠那郡一人
- 第七區 大野郡益田郡吉城郡一人

第五區 中島郡一人

- 第六區 海東郡海西郡一人
- 第七區 知多郡一人
- 第八區 碧海郡幡豆郡一人
- 第九區 額田郡西加茂郡東加茂郡一人
- 第十區 北設樂郡南設樂郡寶飯郡一人
- 第十一區 渥美郡八名郡一人

靜岡縣 議員總數八人

- 第一區 安倍郡有渡郡一人
- 第二區 富士郡庵原郡一人
- 第三區 志太郡益津郡一人
- 第四區 榛原郡佐野郡城東郡一人
- 第五區 周智郡豐田郡山名郡磐田郡一人
- 第六區 長上郡敷知郡濱名郡引佐郡龜玉郡一人
- 第七區 那賀郡賀茂郡君澤郡田方郡駿東郡二人

山梨縣 議員總數三人

- 第一區 西山梨郡北巨摩郡中巨摩郡一人

第一區 上水內郡更級郡一人

- 第二區 下水內郡上高井郡下高井郡一人
- 第三區 小縣郡埴科郡一人
- 第四區 西筑摩郡東筑摩郡南安曇郡北安曇郡二人
- 第五區 南佐久郡北佐久郡一人
- 第六區 上伊那郡諏訪郡一人
- 第七區 下伊那郡一人

宮城縣 議員總數五人

- 第一區 仙臺區名取郡宮城郡一人
- 第二區 柴田郡刈田郡伊具郡亘理郡一人
- 第三區 黑川郡加美郡志田郡玉造郡遠田郡一人
- 第四區 栗原郡登米郡一人
- 第五區 桃生郡牡鹿郡本吉郡一人

福島縣 議員總數七人

- 第一區 信夫郡伊達郡一人
- 第二區 安達郡安積郡一人
- 第三區 田村郡巖瀨郡東白川郡西白河郡

長野縣 議員總數八人

石川郡二人

第四區 南會津郡北會津郡大沼郡耶麻郡

河沼郡二人

第五區 菊多郡磐前郡磐城郡檜葉郡標葉郡行方郡宇多郡一人

巖手縣 議員總數五人

第一區 南巖手郡北巖手郡紫波郡二戸郡一人

第二區 東閉伊郡中閉伊郡北閉伊郡南九戸郡北九戸郡一人

第三區 稗貫郡東和賀郡西和賀郡西閉伊郡南閉伊郡一人

第四區 江刺郡膽澤郡氣仙郡一人

第五區 西磐井郡東磐井郡一人

青森縣 議員總數四人

第一區 東津輕郡上北郡下北郡三戸郡二人

第二區 北津輕郡南津輕郡一人

第三區 中津輕郡西津輕郡一人

第四區 鳳至郡珠洲郡一人

富山縣 議員總數五人

第一區 上新川郡婦負郡二人

第二區 下新川郡一人

第三區 射水郡一人

第四區 礪波郡一人

鳥取縣 議員總數三人

第一區 邑美郡法美郡巖井郡八上郡八東郡智頭郡一人

第二區 高草郡氣多郡河村郡久米郡八橋郡一人

第三區 汗入郡會見郡日野郡一人

島根縣 議員總數六人

第一區 島根郡秋鹿郡意宇郡一人

第二區 能義郡仁多郡大原郡飯石郡一人

第三區 出雲郡楯縫郡神門郡一人

第四區 邇摩郡安濃郡邑智郡一人

第五區 那賀郡美濃郡鹿足郡一人

第六區 周吉郡穩地郡海士郡知夫郡一人

山形縣 議員總數六人

第一區 南村山郡東村山郡西村山郡二人

第二區 東置賜郡南置賜郡西置賜郡一人

第三區 飽海郡西田川郡東田川郡二人

第四區 最上郡北村山郡一人

秋田縣 議員總數五人

第一區 南秋田郡一人

第二區 山本郡北秋田郡鹿角郡一人

第三區 河邊郡由利郡一人

第四區 仙北郡平鹿郡雄勝郡二人

福井縣 議員總數四人

第一區 足羽郡大野郡一人

第二區 吉田郡阪井郡一人

第三區 南條郡今立郡丹生郡一人

第四區 三方郡遠敷郡大飯郡敦賀郡一人

石川縣 議員總數六人

第一區 金澤區石川郡二人

第二區 能美郡江沼郡一人

第三區 河北郡羽咋郡鹿島郡二人

岡山縣 議員總數八人

第一區 岡山區御野郡上道郡邑久郡兒島郡二人

第二區 津高郡赤坂郡磐梨郡和氣郡一人

第三區 都宇郡窪屋郡賀陽郡下道郡一人

第四區 淺口郡小田郡後月郡一人

第五區 上房郡川上郡哲多郡阿賀郡一人

第六區 眞島郡大庭郡西條郡西北條郡東南條郡東北條郡一人

第七區 勝北郡勝南郡吉野郡英田郡久米郡北條郡久米南條郡一人

廣島縣 議員總數十人

第一區 廣島區安藝郡二人

第二區 佐伯郡一人

第三區 沼田郡高宮郡山縣郡一人

第四區 高田郡三次郡三谿郡一人

第五區 加茂郡一人

第六區 豐田郡一人

第七區 御調郡世羅郡一人

第八區 深津郡沼隈郡安那郡一人
 第九區 蘆田郡品治郡神石郡甲奴郡奴可郡三上郡惠蘇郡一人

山口縣 議員總數七人

第一區 吉敷郡美禰郡厚狹郡佐波郡二人
 第二區 阿武郡見島郡大津郡一人
 第三區 赤間關區豐浦郡一人
 第四區 都濃郡熊毛郡大島郡二人
 第五區 玖珂郡一人

和歌山縣 議員總數五人

第一區 和歌山區名草郡海部郡有田郡二人
 第二區 伊都郡那賀郡一人
 第三區 日高郡西牟婁郡東牟婁郡二人

德島縣 議員總數五人

第一區 名東郡勝浦郡一人
 第二區 那賀郡海部郡一人
 第三區 名西郡阿波郡麻植郡一人
 第四區 板野郡一人

第五區 美馬郡三好郡一人
 香川縣 議員總數五人

第一區 香川郡山田郡小豆郡一人
 第二區 大內郡寒川郡三木郡一人
 第三區 鵜足郡阿野郡一人
 第四區 多度郡那珂郡一人
 第五區 豐田郡三野郡一人

愛媛縣 議員總數七人

第一區 温泉郡和氣郡風早郡野間郡久米郡伊豫郡下浮穴郡二人

第二區 越智郡桑村郡周布郡一人
 第三區 喜多郡上浮穴郡一人
 第四區 新居郡宇摩郡一人
 第五區 西宇和郡東宇和郡一人
 第六區 南宇和郡北宇和郡一人

高知縣 議員總數四人

第一區 土佐郡長岡郡一人
 第二區 幡多郡高岡郡吾川郡二人
 第三區 香美郡安藝郡一人

福岡縣 議員總數九人

第一區 福岡區怡土郡志摩郡早良郡一人
 第二區 糟屋郡宗像郡那珂郡御笠郡席田郡上座郡下座郡夜須郡二人
 第三區 遠賀郡鞍手郡嘉麻郡穂波郡一人
 第四區 御井郡御原郡山本郡生葉郡竹野郡一人

第五區 三潞郡上妻郡下妻郡一人

第六區 山門郡三池郡一人

第七區 企救郡田川郡一人

第八區 京都郡仲津郡築城郡上毛郡一人

大分縣 議員總數六人

第一區 大分郡一人
 第二區 北海部郡南海部郡一人
 第三區 大野郡直入郡一人
 第四區 速見郡玖珠郡日田郡一人
 第五區 西國東郡東國東郡一人
 第六區 下毛郡宇佐郡一人

佐賀縣 議員總數四人

第一區 佐賀郡神崎郡小城郡基肄郡養父郡三根郡二人

第二區 東松浦郡西松浦郡一人
 第三區 杵島郡藤津郡一人

熊本縣 議員總數八人

第一區 熊本區飽田郡託麻郡宇土郡二人
 第二區 玉名郡一人
 第三區 山鹿郡山本郡菊池郡合志郡阿蘇郡二人

第四區 上益城郡下益城郡一人

第五區 八代郡葦北郡球磨郡一人

第六區 天草郡一人

宮崎縣 議員總數三人

第一區 宮崎郡北那珂郡南那珂郡兒湯郡一人

第二區 北諸縣郡西諸縣郡東諸縣郡一人

第三區 東臼杵郡西臼杵郡一人

鹿兒島縣 議員總數七人

第一區 鹿兒島郡谿山郡北大隅郡熊毛郡

馭護郡一人
 第二區 給黎郡揖宿郡顯娃郡川邊郡一人
 第三區 日置郡阿多郡一人
 第四區 高城郡出水郡南伊佐郡薩摩郡甑島郡一人

第五區 菱刈郡始良郡桑原郡西嶮嶽郡北伊佐郡一人
 第六區 南諸縣郡南大隅郡肝屬郡東嶮嶽郡一人
 第七區 大島郡一人

大日本帝國衆議院議員選舉法釋義終

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ會計法ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿二年二月十一日
 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
 內閣總理大臣 伯爵 黑田清隆

外務大臣 伯爵 大隈重信
 海軍大臣 伯爵 西郷從道
 農商務大臣 伯爵 井上馨
 司法大臣 伯爵 山田顯義
 大藏大臣兼 伯爵 松方正義
 內務大臣

陸軍大臣伯爵大山 巖
文部大臣子爵森 有禮
遞信大臣子爵榎本武揚

大日本帝國會計法釋義

龍章 樋山 廣業 校閱
培軒 三輪 鑿藏 編纂

會計法

第一章 總則

(釋義) 本章の四條にて成り此の法律の全體に通ずる規則を示せり

第一條 政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

一會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關ル事務ハ翌年度十一月三十日マテニ悉皆完結スヘシ

(釋義) 日本政府の會計年度(費用を計算する毎年の變り目)の毎年四月一日に起りて翌年の三月三十一日までにて終るとなり一回の會計年度に組入れる所の一年間の出入勘定に關る用向きの翌年度の十一月三十日までにて悉く終りを付けるとあり

第二條 租税及其ノ他一切ノ收納ヲ歳入トシ一切ノ經費

ヲ歳出トシ歳入歳出ハ總豫算ニ編入スヘシ

(釋義) 地租國稅其外一切の取り入れを一年間の收入(歳入)とし一切の入用を支拂ふとを一年間の支出(歳出)とし此の歳入歳出ハ其高一定せざるを以て總て豫かじめの計算に組み入るゝとあり

第三條 各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツルコトヲ得ス

(釋義) 何年度分に用ゆるとて取り極めたる入費の金高ハ外の年度に組み入るゝき費用に仕拂ふとい出來ぬ

第四條 各官廳ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノ外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス

(釋義) 何れの役所にても法律や勅令等にて取り極められたる金の外に別段の金を所藏するとい出來ぬ

第二章 豫算

(釋義) 此章ハ凡て五條にて成り専ら會計の豫算を爲すことに関する規則を示されたり

第五條 歳入歳出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ

(釋義) 一年間の收入支出の總ての豫算議案ハ翌年用ゆる分を前年の帝國議會の集會のとき最初に持ち出して會議に掛けるなり

第六條 歳入歳出ノ總豫算ハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區分スヘシ

總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ
第一 各省ノ豫定經費要求書但シ各項中各目ノ明細ヲ記入スヘシ

第二 其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ歳入歳出現計書

(釋義) 一年中の收入支出の總ての豫算ハ之を經常(毎年變りなきと)臨時(時の都合によ

りて極りなきこと)の二組に別ち又其一組中を何款何項と細目に區別するあり而して總體の豫算にハ帝國議會にて討議を爲すの見合せともなる可き爲めに左記の書き付を添へて置かるゝなり○第一各省中^{ハカ}に費消する豫^{ツイ}か^キしめ定めたる入費の請求書併し之れにハ何れの廉々にも表目を明細に書き入れ置くあり○第二當年三月三十一日までに濟みたる會計年度の一年中の收入支出の現在の計算書

第七條 豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ

第一豫備金

第二豫備金

第一豫備金ハ避クヘカヲサル豫算ノ不足ヲ補フモノトス

第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

(釋義)豫算の中に拵らへ置くへき豫め備へ置く所の用意金ハ左記の二種に別つ○第一種類の豫備金○第二種類の豫備金○第一種類の豫備金ハ逃るゝとの出来ぬ豫算金の不

足を足すものにて第二種類の豫備金ハ豫算の項目外に出来たる肝腎要めホ入費に仕拂ふものあり

第八條 豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ年度經過後帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

(釋義)前條の豫備金を以て支拂ひたるものハ其年度を過ぎたる後帝國議會に持ち出し^モて承知せんことを請ひ求むるとするあり

第九條 毎年度大藏省證券發行ノ最高額ハ帝國議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ム

(釋義)毎年度の大藏省より刷り出さるゝ所の諸證券の刷り出すへき最第一の高き金額^{ソクダシ}ハ帝國議會の協議に掛け賛成を得たる上にて取り極めるとあり

第三章 收入

(釋義)此章ハ單に一ヶ條にて政府への收入に係る規則を定む

第十條 租稅及其ノ他ノ歲入ハ法律命令ノ規程ニ從ヒ之ヲ徵收スヘシ

法律命令ニ依リ當該官吏ノ資格アル者ニ非サレハ租稅ヲ徵收シ又ハ其ノ他ノ歲入ヲ收納スルコトヲ得ス

(釋義) 地租國稅其の外一年中の收入金の法律規則や政府よりの命令規則に付て之を取り立てるあり而して之れを取り立つるに法律や命令等にて定められたる收稅官吏の身分ある者であければ之れを取り立てたり又ハ其の外の歲入金を取り入れることの出來ぬとあり

第四章 支出

(釋義) 本章ハ五條にて成り専ら政府一年中の諸入費を支拂ふことに付ての規則を定む

第十一條 每會計年度ニ於テ政府ノ經費ニ充ツル所ノ定額ハ其ノ年度ノ歲入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

(釋義) 毎年度の會計年度に於て日本政府の入費に用ゆる所の極め金高ハ支拂ふへき一年間の收入金を以て支拂のねらぬ

第十二條 國務大臣ハ豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ

使用シ又ハ各項ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ス

國務大臣ハ其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ納ムヘシ直ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

(釋義) 各省の大臣達の豫算に取極めたる目的の外に其金を使拂ひ又ハ各豫算書中に記す項目の金額を彼れと是れと取り換へて支拂ふことの出來ぬなり又各省の大臣達の自分か支配する所より取り入れたる金の必ず一旦政府の金庫に納めぬならぬ直くさま其金を以て費用に支出することの出來ぬ

第十三條 國務大臣ハ其ノ所管定額ヲ使用スル爲ニ國庫ニ向ヒテ仕拂命令ヲ發スヘシ但シ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ他ノ官吏ニ委任シテ仕拂命令ヲ發セシムルコトヲ得

(釋義) 各省の大臣達の自分か支配する所の省費の定額金を支拂ふに凡て政府の金庫に向ふて仕拂を言ひ付けるとなり併し別段に定められたる所の規則によりて外の役人に委任して仕拂を言ひ付けさせるとか出來る

第十四條 國庫ハ法律命令ニ反スル仕拂命令ニ對シテ仕拂ヲ爲スコトヲ得ス

(釋義) 政府の金庫の何人の請求あるも法律命令に背けたる仕拂の言ひ付けに對しては仕拂を爲すとの出來ぬ

第十五條 國務大臣ハ政府ニ對シ正當ナル債主若ハ其ノ代理人ノ爲ニスルニ非サレハ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得ス

左ノ諸項ノ經費ニ限り國務大臣ハ主任ノ官吏ニ委任シ又ハ政府ノ命シタル銀行ニ委任シテ現金支拂ヲ爲サシムル爲ニ現金前渡ノ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得

- 第一 國債ノ元利拂
- 第二 軍隊軍艦及官船ニ屬スル經費
- 第三 在外各廳ノ經費
- 第四 前項ノ外總テ外國ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

第五 運輸通信ノ不便ナル内國ノ地方ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

第六 廳中常用雜費ニシテ一箇年ノ總費額五百圓ニ滿タサルモノ

第七 場所ノ一定セサル事務所ノ經費

第八 各廳ニ於テ直接ニ從事スル工事ノ經費但シ一主任官ニ付三千圓マテヲ限ル

(釋義) 各省の大臣達の政府に對して正實至當なる貸主又ハ貸主の代人の爲めにするこゝでなければ仕拂の言ひ付けをするとか出來ぬ併し又左の諸項目に記する入費に限りて各省の大臣達の其事を引受け居る役人に委任したり又ハ政府の言ひ付けられたる銀行に委任して現金の支拂を爲さしむるか爲めに現金の前へ渡しの仕拂を言ひ付けるとか

出來るあり○第一日本國の借金の元金利息の支拂○第二陸軍團隊や海軍の軍艦や政府の御用船に入用の費金○第三外國に設けある日本國の官廳の入費○第四前項に記するの外一切外國にて仕拂を爲すへき入費○第五運送や音信を爲すに不便利ある日本國內

の各地にての仕拂をさす入費○第六官廳中に用ゆる平日用の諸雜費にして一ヶ年の總金高か五百圓にあらぬもの○第七彼所此所サカシコトと動きて場所の極まらぬ事務所の入費○第八各官廳にて直々に手を下して爲すへき建築工事の入費但し一人の主任官吏ヤクニシに付て三千圓までに限るなり

第五章 決算

(釋義) 此章の二條にて成り政府より帝國議會に提出する總收支の決算に關ることを示す

第十六條 會計検査院ノ検査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル總決算ハ總豫算ト同一ノ様式ヲ用井左ノ事項ノ計算ヲ明記スヘシ

歳入ノ部

歳入豫算額

調定済歳入額

收入済歳入額

收入未済歳入額

歳出ノ部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令済歳出額

翌年度繰越額

(釋義) 會計検査院の取り調べを経て政府から帝國議會に持ち出す處の歳出歳入の總決算の總豫算と同様の書き方を用ゐて左記の事柄の項目を仕別けしたる計算を明かに記し置くなり○歳入の部○一年間に收入する金高の豫しめの計算高○調へて取り極めの濟みたる一年間の收入高○收入の濟みたる一年間の取り入れ金高○取り入れの未だ濟まぬ一年間の收入金高○歳出の部○一年間の支拂荒方勘定高○荒方勘定の極まりたる後増加せぬのからぬ一年間の支拂高○仕拂を言ひ付け終りたる一年間の支拂高○翌年へ持ち越す金高

第十七條 前條ノ總決算ニハ會計検査院ノ検査報告ト俱

三左ノ文書ヲ添附スヘシ

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

(釋義) 前條に記する所の總て取り極め計算にハ會計検査院の取調への報知書と一緒に

左記の書類をも添へて置くとなり○第一各省の決算報告書○第二日本國の借金の計算

書○第三別段の會計に係る計算書

第六章 期滿免除

(釋義) 本章の二條にて日本政府の收入支出に係る期限を定められたるものに

して收入も支出も凡て此の期限を過ぎたるものハ一切互に無効となるの規則を示せり

第十八條

政府ノ負債ニシテ其ノ支拂フヘキ年度經過後滿五箇年内ニ債主ヨリ支出ノ請求若ハ仕拂ノ請求ヲ爲サ、ルモノハ期滿免除トシテ政府ハ其ノ義務ヲ免ル、

モノトス但シ特別ノ法律ヲ以テ期滿免除ノ期限ヲ定メ

タルモノハ各其ノ定ムル所ニ依ル

(釋義) 日本政府の借金にして其の金の仕拂ひを爲すヘキ年度を過ぎ去りて後滿五箇年の内に貸方より支拂を請求し來らざる者のハ期限を過ぎて義務を免れたものとして政府ハ仕拂の義務を免るゝものトす併し別段の法律を以て期限滿ちて義務を免るゝとの期限を極めたものハ何れも其の規則に依るなり

第十九條

政府ニ納ムヘキ金額ニシテ其ノ納ムヘキ年度經過後滿五箇年内ニ上納ノ告知ヲ受ケサルモノハ其ノ義務ヲ免ル、モノトス但シ特別ノ法律ヲ以テ期滿免除ノ期限ヲ定メタルモノハ各其ノ定ムル所ニ依ル

(釋義) 政府へ收納すヘキ金額にして之れを收納すヘキ年度を過ぎ超えて後滿五箇年の内に政府より上納すヘシとの知らせを受けぬものハ上納の義務を免れたものトす併し別段の法律にて期限滿ちて仕拂を免れるとの期限を取り極めたものハ何れも其の法律の定則に依るなり

第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外収入及定額戻入

(釋義) 本章の四條にて先づ毎年度の會計中に於て豫算金額の過剩とありたるものや又の其年に仕拂のすして來年に持ち越すへきとや又の豫算外に収入したるものを始末を付けるとや又の定額を戻し入れると抔の規則を示せり

第二十條 各年度ニ於テ歳計ニ剩餘アルトキハ其ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルヘシ

(釋義) 何れの年度にても其の會計中に過剰金の出來たるべき翌年度の収入の部へ繰り入れぬをあらぬ

第二十一條 豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度内ニ終ルヘキ工事又ハ製造ニシテ避クヘカラサル事故ノ爲ニ事業ヲ遅延シ年度内ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

(釋義) 豫かしめの計算にて別段に明瞭に許可したるものや又の一年度内に終るへき見込の普請や製造か止むを得ざる差支への爲めに事業を延引して其の年度内に其れに付

ての入費を支拂ひ終るとの出來さるものハ之を翌年度に繰り越して使用するとか出來る

第二十二條 數年ヲ期シテ竣功スヘキ工事製造及其ノ他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メタルモノハ毎年度ノ仕拂殘額ヲ竣功年度マテ遞次繰越使用スルコトヲ得

(釋義) 五六年も掛りて出來上るとの見込みの普請や製造や其の外の事業が前年より毎年引き續きの費用として總金高を取り極めたものハ毎年度の仕拂殘りの金額を出來上る年度まで順次引き繼ぎ繰り越して使用するとか出來る

第二十三條 誤拂過渡トナリタル金額ノ返納出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收入及其ノ他一切豫算外ノ收入ハ總テ現年度ノ歳入ニ組入ルヘシ但シ法律勅令ニ依リ前金渡概算渡繰替拂ヲ爲シタル場合ニ於ケル返納金ハ各之ヲ仕拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入ル、コトヲ得

(釋義) 間違の仕拂や渡し過ぎとありたる金額の返納出し入れの計算が済みたる年度に組み入れる収入や其の外一切豫算外の収入の總て現今の年度の歳入に組み入れるときり併し法律勅命杯に依りて前金渡や荒方計算して渡したり又繰替拂ひを爲したるの場合に於ける返納金の何れも之れを仕拂ひたる入費の定額中へ戻し入れるとか出来る

第八章 政府ノ工事及物件ノ賣買貸借

(釋義) 本章の二條にて日本政府の手に於て建築工事を爲したり諸般の不用品を賣拂ひ入用品を買入れ又ハ貸し渡し借り入れ等を爲すの手續きを定められ
たり

第二十四條 法律勅令ヲ以テ定メタル場合ノ外政府ノ工事又ハ物件ノ賣買貸借ハ總テ公告シテ競争ニ付スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ競争ニ付セス隨意ノ約定ニ依ルコトヲ得ヘシ

第一 一人又ハ一會社ニテ專有スル物品ヲ買入レ又ハ借入ル、トキ

第二 政府ノ所爲ヲ祕密ニスヘキ場合ニ於テ命スル工事又ハ物品ノ賣買貸借ヲ爲ストキ

第三 非常急遽ノ際工事又ハ物品ノ買入借入ヲ爲スニ競争ニ付スル暇ナキトキ

第四 特種ノ物質又ハ特別使用ノ目的アルニ由リ生産製造ノ場所又ハ生産者製造者ヨリ直接ニ物品ノ買入ヲ要スルトキ

第五 特別ノ技術家ニ命スルニ非サレハ製造シ得ヘカ
ラサル製造品及機械ヲ買入ル、トキ

第六 土地家屋ノ買入又ハ借入ヲ爲スニ當リ其ノ位置又ハ構造等ニ限アル場合

第七 五百圓ヲ超エサル工事又ハ物品ノ買入借入ノ契約ヲ爲ストキ

第八 見積價格二百圓ヲ超エサル動産ヲ賣拂フトキ

第九 軍艦ヲ買入ル、トキ

第十 軍馬ヲ買入ル、トキ

第十一 試験ノ爲ニ工作製造ヲ命シ又ハ物品ヲ買入ル

トキ

第十二 慈惠ノ爲ニ設立セル教育所ノ貧民ヲ備役シ及

其ノ生産又ハ製造物品ヲ直接ニ買入ル、トキ

第十三 囚徒ヲ備役シ又ハ囚徒ノ製造物品ヲ直接ニ買

入ル、トキ及政府ノ設立ニ係ル農工業場ヨリ

直接ニ其ノ生産又ハ製造物品ヲ買入ル、トキ

第十四 政府ノ設立シタル農工業場又ハ慈惠教育ニ係

ル各所ノ生産製造物品及囚徒ノ製造物品ヲ賣

拂フトキ

(釋義) 法律や勅令にて取極められたる時の外の政府の建築工事を爲すと又ハ諸物件を賣り拂ひ買入れ貸し與へ借り入れ等を爲すの總て一般世上へ公告して人々の競争し

て賣る物の直段高く買ふ物の直段安さに取り極めるなり併し左記の場合に競争に付

せずして勝手に約束をするとか出来るなり○第一、一人か又ハ一箇の會社にて所有し

他に無き物品を買入れたり又ハ借入れるとき○第二、日本政府の仕事を世間に知らざ

ぬ様にすへき場合にて言ひ付ける仕事か又ハ品物を賣買貸借するとき○第三、平常で

なく臨時遽かに急ぐ時の仕事か又ハ品物の買入れ借入れをするに競争をさせるの暇ま

なきとき○第四、別段變りたる品物か又ハ別段の使用ある目的によりて物を拵らへる

の場所や又ハ物を拵らへる人から直々に品物を買入れぬのちらぬとき○第五、別段の

技藝學術の専門家に言ひ付けぬの拵らへられぬ製造品や又ハ器械杯を買入れるとき○

第六、地面家屋敷の買入れ又ハ借入れを爲すに當りて其の場所又ハ組立て杯に制限の

あるとき○第七、五百圓の高を過ぎざる建築普請や又ハ品物の買入れ借入れの約束を

するとき○第八、見積り代金か二百圓の高を過ぎぬ動産(何れへも持ち行くとの出来る

物品)を賣拂ふとき○第九、軍艦を買入れるとき○第十、軍用馬匹を買入れるとき○

第十一、試みの爲めに物を拵らへることを言ひ付けたり又ハ品物を買入れるとき○第十

二、人に恵みをするか爲めに拵らへたる教育所に居る貧乏人を召し使ひたり又ハ貧乏

人か作りし生産（品物を作り出すこと）や製造品を直々に買入れるとき○第十三、科人を雇ひ使ふたり又ハ科人の拵らへた物を直々に買入れるときや又ハ政府の拵らへられた農業工業場より直々に其の所にて出来たる産物や製造品を買入るとき○第十四、政府の拵らへた農業工業場や又ハ慈恵によりて人民に職業を教へ育てる杯の所にて出来たる産物や製造物や科人の製造した品物を賣拂ふとき

第二十五條 軍艦兵器彈藥ヲ除ク外工事製造又ハ物件買入ノ爲ニ前金拂ヲ爲スユトヲ得ス

（釋義）軍船や軍道具や玉藥杯を除くの外建築工事や製造又ハ品物の買入れの爲めに前金の拂渡を爲すとの出来ぬ

第九章 出納官吏

（釋義）此章の四條にて金錢出し入れの事を掌とる役人に係る規則を示す

第二十六條 政府ニ屬スル現金若ハ物品ノ出納ヲ掌ル所ノ官吏ハ其ノ現金若ハ物品ニ付一切ノ責任ヲ負ヒ會計検査院ノ検査判決ヲ受クヘシ

（釋義）日本政府に附属する現金や又ハ物品の出し入れを掌とる官吏ハ右の現金や物品に付て一切の事を引き受け會計検査院の調へと裁判を受けぬのあらぬ

第二十七條 前條ノ官吏水火盜難又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ其ノ保管スル所ノ現金若ハ物品ヲ紛失毀損シタル場合ニ於テハ其ノ保管上避ケ得ヘカラサリシ事實ヲ會計検査院ニ證明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非サレハ其ノ負擔ノ責ヲ免ル、ユトヲ得ス

（釋義）右の現金物品の出納を掌とる官吏ハ水難火難盜難其外の故障に由りて自分の受け持つ所の現金や物品を紛失するか破損等をした場合にハ保護を爲すに如何にしても逃れられぬと云ふ事柄を會計検査院に證據を以て明らかにし自分の責めを解き放される裁判を受けぬハ自分の負ひ目を免かるゝとか出来ぬ

第二十八條 現金又ハ物品ノ出納ヲ掌ルニ付身元保證金ヲ納メシムルユトヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

(釋義) 現金や物品の出し入れを掌とるに付て身元保證金を納めさせるとか肝腎なもの
の勅令にて極めらるゝなり

第二十九條 仕拂命令ノ職務ハ現金出納ノ職務ト相兼ヌ
ルコトヲ得ス

(釋義) 仕拂方を言ひ付ける役目ハ現金の出し入れを掌とる役目と兼務するとの出來ぬ
カネツキ

第十章 雜則

(釋義) 此章ハ二條にして特別に係る規則なり

第三十條 特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアル
トキハ特別會計ヲ設置スルコトヲ得

特別會計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

(釋義) 別段の要用ありて此の法律に従ふとの出來ぬものあるときハ別段の會計法を拵
らへるとか出來る尤も別段の會計法を拵らへるハ法律にて取り極めるなり

第三十一條 政府ハ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコ
トヲ得

(釋義) 日本政府ハ國庫の金を取扱ふにハ日本銀行に言ひ付けるとか出來る

第十一章 附則

(釋義) 此章ハ二條にて本法を設くるに付て他の法律規則との關係及び本法を
施行する日限を定むる等の規則を示す

第三十二條 本法ノ條項帝國議會ニ關涉セサルモノハ明
治二十三年四月一日ヨリ施行シ其ノ關涉スルモノハ帝
國議會開會ノ時ヨリ施行ス
決算ニ係ル條項ハ帝國議會ノ議定ヲ經タル年度ノ歲計
ヨリ施行ス

(釋義) 此の法律に記する條項にして帝國議會に關せざるものハ明治二十三年四月一日
より施行し帝國議會に關するものハ議會開會の時より行ふなり而して決算に係る個條
ハ帝國議會の決議を経たる年度の歲計より用ゆるなり

第三十三條 本法ノ條項ト牴觸スル法令ハ各其ノ條項施
行ノ日ヨリ廢止ス

(釋義)此の法律の个條と喰ひ違ふ是迄の法律命令の何れも此の會計法を施行するの日より廢するなり

大日本帝國會計法釋義終

朕大日本帝國憲法ノ明文ニ依リ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ貴族院令ヲ發布ス此ノ勅令ヲ實施スルノ時期ハ朕カ更ニ命スル所ニ依ルヘシ

御名 御璽

明治廿二年二月十一日
 內閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
 外務大臣 伯爵 大隈重信
 海軍大臣 伯爵 西郷從道
 農商務大臣 伯爵 井上馨
 司法大臣 伯爵 山田顯義

大藏大臣兼 伯爵 松方正義
 内務大臣 伯爵 大山 巖
 陸軍大臣 伯爵 森 有禮
 文部大臣 子爵 榎本武揚
 遞信大臣 子爵 榎本武揚

大日本帝國貴族院令釋義

龍 章 樋 山 廣 業 校 閱
 培 軒 三 輪 鑿 藏 編 纂

貴族院令

(釋義) 此の貴族院あるものハ帝國議會の一部にして衆議院と相對して一般の立法を討議決定するの所あり而して其の會員ハ上^ウみ皇族よりして下^シる民間の富豪家の智識才學^{ソウガク}名望ある者を集めて組織せられたるものあり詳しきハ本條に就て熟知し玉^{ホマレ}ヘ

第一條 貴族院ハ左ノ議員ヲ以テ組織ス

一 皇族

二 公侯爵

三 伯子男爵各其ノ同爵中ヨリ選舉セラレタル者

四 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラ

レタル者

五 各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人ヲ互選シテ勅任セラレタル者

(釋義) 貴族院ハ左記の人々を以て組み立てらる○第一 天皇陛下の御親族○第二五等爵中の上み二等にして即ち公爵と侯爵の身分ある方々○第三五等爵中の下も三等にして即ち伯爵と子爵と男爵の身分ある方々にして何れも同じ爵の中より選み挙げられた人々○第四我が日本國に手柄のありたる者又ハ學問才識のある者等より別段の恩召を以て 天皇陛下より勅を下して任せられたる者○第五各府縣下に於て地面や又ハ工業や商業杯を營みて澤山金高の直接國稅(直々に上納する地租所得稅あり)を上納する人達の中より一人を互ひに選み出して 天皇陛下より勅命を下し玉ひ任せられたる者

第二條 皇族ノ男子成年ニ達シタルトキハ議席ニ列ス

(釋義) 天皇陛下の御親族方の男子にして滿二十年に成らせられたるときハ貴族院の議員となり玉ひて會議の席に出て玉へるなり

第三條 公侯爵ヲ有スル者滿二十五歳ニ達シタルトキハ議員タルヘシ

(釋義) 公爵か侯爵の身分ある方々の滿二十五年に成られたるときハ貴族院の議員と成らるゝなり

第四條 伯子男爵ヲ有スル者ニシテ滿二十五歳ニ達シ各其ノ同爵ノ選ニ當リタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項議員ノ數ハ伯子男爵各總數ノ五分ノ一ヲ超過スヘカラス

(釋義) 伯爵子爵男爵の身分ある者にして滿二十五年に成り何れも其の同爵中より人選せられた者ハ七箇年の任期にて議員となるなり而して之れを人選するの規則ハ別段に勅令にて定めらるゝとあり而して伯子男三爵の議員の人數ハ何れも其の同爵の總人數の五分の一(仮へハ或る爵の總人員百名あれば其爵中より出る議員の數ハ二十八ある

か如し)を過ぎ超へぬ様にせぬハあらぬ

第五條 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル滿三十歳以上ノ男子ニシテ勅任セラレタル者ハ終身議員タルヘシ

(釋義)日本國に手柄があるか又ハ學問才識がある人にして滿三十歳以上の男子が勅任せられたる者の一生涯貴族院の議員とあるとあり

第六條 各府縣ニ於テ滿三十歳以上ノ男子ニシテ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者十五人ノ中ヨリ一人ヲ互選シ其ノ選ニ當リ勅任セラレタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(釋義)各府縣内にて滿三十年以上の男子が地面か又ハ職工業か商業を營み其れに付き澤山金高の直接國稅を納むる者を十五人の中から一人を各自互ひに人選し合ひて其の人選に當り勅任せられし者の七ヶ年の期限を以て貴族院の議員とあるを以て之れを選舉するの規則ハ別段に勅令にて定めらるゝとあり

第七條 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者及各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ヨリ勅任セラレタル議員ハ有爵議員ノ數ニ超過スルユトヲ得ス

(釋義)日本國に手柄あるか又ハ學問才識ある者や又ハ各府縣下にて地面又ハ工業商業を爲すに付て多く金高の直接國稅を上納して勅任せられたる議員の人數ハ公侯伯子男の五爵を有するに由て出でたる議員の人數より過ぎ超えるとハ出來ぬ

第八條 貴族院ハ天皇ノ諮詢ニ應ヘ華族ノ特權ニ關ル條規ヲ議決ス

(釋義)貴族院ハ天皇陛下の御尋ねに答へ參らせ華族の別段の權利に關する條令規則を取り極めるなり

第九條 貴族院ハ其ノ議員ノ資格及選舉ニ關ル爭訟ヲ判決ス其ノ判決ニ關ル規則ハ貴族院ニ於テ之ヲ議定シ上奏シテ裁可ヲ請フヘシ

(釋義) 貴族院の其の院議員の身分や又の選舉に關係する争訟を裁判するとなり其の判決に關する規則の貴族院にて之を取り極め 天皇陛下へ奏問し奉りて御勅裁を願ふなり

第十條 議員ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ身代限ノ處分ヲ受ケタル者アルトキハ勅命ヲ以テ之ヲ除名スヘシ

貴族院ニ於テ懲罰ニ由リ除名スヘキ者ハ議長ヨリ上奏シテ勅裁ヲ請フヘシ
除名セラレタル議員ハ更ニ勅許アルニ非サレハ再ヒ議員トナルコトヲ得ス

(釋義) 貴族院の議員にて罪を犯し禁錮以上の刑に處分せられるか又の身代限りの處分を受けた者おれの勅命にて議員の職名を除かるゝなり貴族院にて規則を犯し懲しめの罰によりて除名せらるゝ者の議長より 天皇陛下へ奏上して御勅裁を願ふなり除名せられた議員の更ためて勅許あるにあらすんの再度議員になることを得す

第十一條 議長副議長ハ議員中ヨリ七箇年ノ任期ヲ以テ

勅任セララルヘシ

被選議員ニシテ議長又ハ副議長ノ任命ヲ受ケタルトキハ議員ノ任期間其ノ職ニ就クヘシ

(釋義) 貴族院の議長や副議長の議員の中より選舉して七箇年の期限を以て 天皇陛下より勅任せらるゝなり同箇又の同身分中より人選せられた議員にて議長又の副議長の任命を受けたるもの議員の任期間即ち七箇年間其の職に就て居ることなり

第十二條 此ノ勅令ニ定ムルモノ、外ハ總テ議院法ノ條規ニ依ル

(釋義) 此の勅令に定められたるもの、外は一切帝國議院法の條例規則に従ふなり

第十三條 將來此ノ勅令ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スルトキハ貴族院ノ議決ヲ經ヘシ

(釋義) 行末此の貴族院法の條項を改正したり又の増し補ふたりせんとするときは貴族院の議決を経ねのならぬ

大日本帝國貴族院令釋義終

宮内省達第二號
皇族列次ハ實系ノ遠近ニ從ヒ皇位繼承ノ順序ニ依ル但
シ親王叙品宣下アリシ者ニ限リ特殊ノ席次ヲ以テシ一般
ノ列次左ノ通定ム

- 熾仁親王
- 晃親王
- 彰仁親王
- 貞愛親王
- 朝彥親王
- 能久親王
- 威仁親王
- 載仁親王
- 依仁親王
- 裁仁王

邦芳王
博恭王
菊麿王
成久王
恒久王
輝久王
邦憲王
邦彦王
守正王
多嘉王
鳩彦王
稔彦王

明治二十二年二月十一日

奉 勅 宮内大臣子爵土方久元

左ニ掲載スルハ本法律ニ關係アル者ナレハ看官宜シク参照スヘシ

勅令第四十一號

(明治二十二年三月二十六日)

衆議院議員選舉法及貴族院令ニ於テ直接國稅ト稱スルモ
ノ左ノ如シ

地 租
所得稅

勅令第六十號

(明治二十二年四月三十日)

會計規則

第一章 會計年度所屬區分歲入歲出金出納

第一條 歲入ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ據ル

- 第一 納期ノ一定シタル收入ハ其納期末日ノ屬スル年度
- 第二 隨時ノ收入ニシテ納額告知書ヲ發スル者ハ納額告知書ヲ發シタル日ノ屬スル年度
- 第三 隨時ノ收入ニシテ納額告知書ヲ發セサルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第二條 歳出ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ據ル

第一 公債ノ元利賞勳年金思給諸祿ノ類ハ仕拂期日ノ屬スル年度

第二 諸拂戻欲損補填ハ其拂戻又ハ補填ノ決定ヲ達シタル日ノ屬スル年度

第三 俸給手數料旅費ノ類ハ其支給スヘキ事實ノ生シタル時ノ屬スル年度

第四 廳中雜費土木建築費其他物件ノ購入代價ノ類ハ契約ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但

土木建築費ノ如キ契約ノ數年ニ涉ルコトヲ得ヘキモノハ契約ニ據リ定メタル仕拂期日

ヲ以テ區分スヘシ

第五 前各項ニ掲グル類別ニ入ラサル費用ハ總テ仕拂命令ヲ發シタル日ヲ以テ年度ノ所屬ヲ定ムヘシ

第三條 毎年度所屬歳入歳出金ヲ金庫ニ於テ出納スルハ翌年度八月三十一日限リトス

第二章 豫算

第一款 總豫算

第四條 大藏大臣ハ歳入ノ景況ヲ調査シ各省ノ豫定經費要求書ニ基キ歳入歳出總豫算ヲ調製スヘシ

總豫算ノ首ニハ歳計全體ニ關スル説明ヲ付スヘシ

第五條 歳入豫算ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シテ調製シ成ルヘク歳入ノ性質ヲ明示スヘシ

第六條 歳出豫算ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シテ調製シ成ルヘク經費ノ目的ヲ明ニスヘシ

第七條 歳入歳出總豫算款項ノ區分ハ大藏大臣之ヲ定ムヘシ

第二款 豫定經費要求書

第八條 各省大臣ハ毎年度其所管經費ノ需用高ヲ算定シ前年度ノ定額ト比較テ立テ豫定經費要求書ヲ調製シ前年度六月三十日マテニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第九條 各省ノ豫定經費要求書ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シ更ニ各項中所要ノ金額ヲ各目

ニ區分シ尙ホ必要ノ場合ニ於テハ番號ヲ以テ之ヲ細分シ又經費所要ノ理由計算ノ基ク所

ヲ示スヘシ

目ノ區分ハ各省大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ

第十條 各省ノ豫定經費要求書ニハ各省所管經費全體ニ關スル説明及各款各項ノ説明ヲ付スヘシ

第三款 仕拂豫算

第十一條 各省大臣ハ毎年度決定ノ豫算定額ニ基キ仕拂命令官毎ニ所要ノ費額ヲ定メ仕拂豫算ヲ調製シ大藏大臣ノ檢視ヲ受クヘシ

仕拂豫算ハ各項ノ金額ヲ示スヘシ

第十二條 仕拂豫算ヲ更定セントスルトキハ其更定ヲ要スル金額理由ヲ詳具スル所ノ計算書ヲ作り大藏大臣ノ檢視ヲ受クヘシ

第十三條 大藏大臣仕拂豫算若クハ其更定計算書ヲ檢視シタルトキハ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ

第四款 歳入歳出現計書

第十四條 會計法第六條ニ掲クル歳入歳出現計書ハ大藏省ニ備ヘタル主計簿ニ據リ大藏大臣之ヲ調製スヘシ

第十五條 歳入歳出現計書ニハ總豫算ニ定メタル区分ニ從ヒ其年三月三十一日ヲ以テ終リタル年度ニ屬スル歳入歳出ノ八月三十一日ニ於ル左ノ事項ノ現計ヲ示スヘシ

歳入ノ部
歳入豫算額

調定済歳入額

收入済歳入額

收入未済歳入額

歳出ノ部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令済歳出額

翌年度繰越額

第五款 豫備金支出

第十六條 豫備金ハ大藏大臣之ヲ管理ス

第十七條 豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途及豫備金ヲ以テ支辨スル費途ノ金額ハ他ノ費途ニ流用スルコトヲ得ス

第十八條 第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ハ毎年度豫メ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 各省大臣第一豫備金ノ支出ヲ要スルトキハ金額理由ヲ示ス所ノ計算書ヲ作り大

藏大臣ノ承認ヲ經ヘシ

第二十條 大藏大臣第一豫備金ノ支出ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ
第二十一條 各省大臣第二豫備金ノ支出ヲ要スルトキハ金額理由ヲ示ス所ノ計算書ヲ作り
之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二十二條 大藏大臣ハ前條ノ計算書ヲ調査シ其意見ヲ付シテ勅裁ヲ請フヘシ

第二十三條 第二豫備金支出ノ勅裁アリタルトキハ大藏大臣其事故金額ヲ會計検査院ニ通
知シ及官報ニ掲載スヘシ

第二十四條

豫備金ヲ以テ補充支辨シタル金額ハ各省大臣其計算書ヲ作り各費途毎ニ説明
ヲ付シ年度經過後五箇月以内ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ豫備金支出ヲ第一豫備金支出ト第二豫備金支出トニ大別シ其總計算書ヲ作り
之ニ説明ヲ付シ各省大臣ヨリ送付シタル豫備金支出ノ計算書ト共ニ帝國議會ニ提出スル
ノ手續ヲ爲スヘシ

第三章 收入

第二十五條 收入官吏現金ヲ以テ租稅其他ノ收入ヲ領收スルトキハ其領收證ヲ納人ニ交付
スヘシ

スヘシ

第二十六條 現金ヲ領收スル收入官吏ハ大藏大臣定ムル所ノ規則ニ從ヒ毎月一回若クハ數
回其領收シタル金額ヲ金庫ニ拂込ムヘシ但外國及金庫ノ設ナキ運輸通信ノ不便ナル内國

ノ地方ニ在ル收入官吏ノ領收シタル金額ハ該官吏之ヲ保管シ大藏大臣ノ指定ニ從ヒ金庫
ニ拂込ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十七條 金庫ハ收入官吏又ハ納人ヨリ租稅其他ノ收入金ヲ領收スルトキハ收入ノ目的
ヲ記入シタル別符付ノ領收證ヲ拂込人又ハ納人ニ交付スヘシ

第二十八條 第二十六條ノ拂込ニ對シ金庫ヨリ交付シタル領收證ハ收入官吏ヨリ歳入ノ徴
收ヲ監督スル所ノ官吏ニ送付シ別符ヲ切離セシメ其檢印ヲ受クベシ

第二十九條 納人ヨリ租稅其他ノ收入金ヲ直接ニ金庫ニ納付シタルトキハ收入官吏ハ金庫
ヨリ納人ニ交付シタル領收證ニ檢印シ別符ヲ切離シ領收證ヲ納人ニ返付スヘシ

第三十條 收入官吏ハ其收入ヲ記入スル帳簿ノ結果ニ據リ毎月收入報告書ヲ調製シ参照書
類ヲ添ヘ各省大臣ノ定メタル期限ニ之ヲ其事務管理廳ニ送付スヘシ

第三十一條 歳入ノ事務管理廳ハ收入官吏ヨリ送付シタル收入報告書ニ據リ毎月收入總報

類ヲ添ヘ各省大臣ノ定メタル期限ニ之ヲ其事務管理廳ニ送付スヘシ

第三十一條 歳入ノ事務管理廳ハ收入官吏ヨリ送付シタル收入報告書ニ據リ毎月收入總報

告書ヲ作り之ニ必要ナル參照書類ヲ添へ其翌月中ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第四章 支出

第一款 仕拂命令

第三十二條 仕拂命令官ハ總テ仕拂命令ヲ發スル前其經費ハ正當ニシテ必要ナルヤヲ調査シ該經費ノ金額ヲ算定シ又該經費ハ仕拂豫算額ニ超過スルコトナキヤ支出科目及所屬年度ヲ誤ルコトナキヤ該經費ハ豫算ヲ以テ定メラレタル目的ニ違フコトナキヤヲ調査スヘシ

第三十三條 仕拂命令ニハ債主若クハ其代理人ノ氏名、仕拂フヘキ金額、支出科目、年度、番號、支出ノ目的ヲ記載スヘシ但俸給諸給恩給賞勳年金諸祿及定額拂切經費ノ仕拂ヲ爲ストキ支出科目ノ同一ナルモノハ數人ノ債主ニ對シ集合仕拂命令ヲ發シ別ニ各債主ノ金額氏名表ヲ添ユルコトヲ得

現金前渡ノ仕拂命令ニハ前渡ヲ受クヘキ官吏ノ資格、氏名(銀行ナレハ其名稱)前渡ヲ爲スヘキ金額、支出科目、年度及番號ヲ記載スヘシ

第三十四條 仕拂命令ハ一項毎ニ之ヲ發スヘシ

第三十五條 仕拂命令ニハ支出ノ證據ニ必要ナル書類ヲ添へ仕拂命令官ヨリ之ヲ會計主務官ニ交付スヘシ

第三十六條 會計主務官其仕拂命令ヲ正當ト認ムルトキハ之ニ「調定濟」ト記入シ署名捺印シテ之ヲ受取人ニ交付スヘシ但數人ノ債主ニ對スル集合仕拂命令及仕拂命令ヲ當テタル金庫所在地ノ外ニ於テ仕拂ヲ要スルモノハ直ニ仕拂命令ヲ金庫ニ送付シ受取人ニ仕拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十七條 會計主務官前條ニ據リ仕拂命令ヲ不當ト認ムルトキハ其事由ヲ本屬大臣ニ申立ヘシ
本屬大臣會計主務官ノ申立ニ拘ハラス仕拂命令ヲ發スヘキコトヲ命スルトキハ會計主務官ハ仕拂命令ニ「特命調定」ト記入シ署名捺印シテ之ヲ受取人ニ交付スヘシ但仕拂命令ノ金額若シ仕拂豫算額ニ超過スルトキハ本屬大臣ノ特命ヲ受クト雖モ尙ホ大藏大臣ノ指揮ヲ請フヘシ

第三十八條 會計主務官仕拂命令ヲ受取人ニ交付シタルトキハ同時ニ金庫ニ案内仕拂命令ヲ送付スヘシ但第三十六條但書ニ據リ仕拂命令ヲ金庫ニ送付シタル場合ニ於テモ亦同シ

第三十九條 現金前渡ノ仕拂命令ハ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ發スヘシ

第一 常時ノ費用ニ係ルモノハ每一箇月分ノ費額ヲ豫定シテ仕拂命令ヲ發スヘシ但在外各廳ノ經費外國ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費運輸通信ノ不便ナル内國ノ地方ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費其他仕拂場所ノ一定セサル經費ハ事務ノ必要ニ由リ二箇月以上六箇月分マデ合セテ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得

第二 隨時ノ費用ニ係ルモノハ所要ノ費額ヲ豫定シテ事務上差支ナキ限りハ成ルヘク分割シテ仕拂命令ヲ發スヘシ

第三 各廳ニ於テ直接ニ從事スル工事ノ經費ハ工事ノ大小ニ由リ其所要ヲ量リ三千圓以內ニ於テ仕拂命令ヲ發スヘシ

第四十條 會計法第十五條第八ニ據リ現金前渡ヲ爲シタルトキハ左ノ場合ヲ除クノ外更ニ同一ノ主任官吏ニ現金前渡ヲ爲スタメ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得ス

第一 前ニ發シタル仕拂命令ノ金額三分ノ二以上ノ仕拂濟證明アリタルトキ但此場合ニ於テハ更ニ發スル仕拂命令ノ金額ト前ニ發シタル仕拂命令ノ仕拂濟證明未濟ノ金額ト合シテ三千圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第二 前ニ發シタル仕拂命令ノ金額三千圓未滿ニシテ更ニ發スル仕拂命令ノ金額ト合シテ三千圓ヲ超サルトキ

第四十一條 現金前渡ヲ受ケタル官吏監督ノ規則ハ大藏大臣各省大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘシ

第四十二條 會計法第十五條ニ據リ政府ノ命シタル銀行ニ委任シテ現金仕拂ヲ爲サシムル爲メニ發スル現金前渡ノ仕拂命令ハ國債元利金仕拂ノ場合ニ限ル

第四十三條 仕拂命令ハ所屬年度經過後滿五箇年内ハ仕拂ノ請求アル毎ニ金庫ニ於テ仕拂フモノトス

第四十四條 各年度ニ屬スル經費ヲ精算シテ仕拂命令ヲ發スルハ翌年度六月三十日限リトス

第二款 仕拂命令ノ執行

第四十五條 金庫ニ於テハ休日ヲ除クノ外毎日其開庫時間内ハ何時ニテモ仕拂命令持參人ニ仕拂命令ト引替ニテ現金ヲ交付スヘシ

第四十六條 左ノ場合ニ於テハ事由ヲ仕拂命令持參人ニ告ケ金庫ニ於テ仕拂命令ノ執行ヲ

拒ムヘシ

第一 案内仕拂命令ノ到着セサルトキ

第二 仕拂命令ト案内仕拂命令ト符合セサルトキ

第三 仕拂命令汚損シ案内仕拂命令ト照合シ難キトキ

第四十七條 各年度ノ仕拂命令ニシテ翌年度八月三十一日マテニ仕拂ノ請求ナキ仕拂命令

濟金額ニ相當スル資金ハ會計法第廿條ノ歲計剩餘ニ組入レス國庫ニ於テ繰越整理スヘシ

第四十八條 前條ノ資金中年度經過後滿五箇年内ニ仕拂ノ請求ナクシテ會計法第十八條ノ

期滿免除ニ據リ政府カ負債ノ義務ヲ免レタルモノアルカ爲メ不用トナリタルモノハ其負

債ノ期滿免除トナリタル年度ノ歲入ニ組入ルヘシ

第三款 計算報告

第四十九條

會計主務官ハ其支出ヲ記入スル帳簿ノ結果ニ據リ毎月支出報告書ヲ調製シ參

照書類ヲ添ヘ各省大臣ノ定メタル期限ニ之ヲ各省中央會計主務官ニ送付スヘシ

第五十條 各省中央會計主務官ハ各會計主務官ヨリ送付シタル支出報告書ニ據リ毎月支出

總報告書ヲ作り之ニ必要ナル參照書類ヲ添ヘ其翌月中ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第五章 決算

第一款 總決算

第五十一條 歲入歲出總決算ハ總豫算ト同一ノ區分ニ據リ大藏大臣之ヲ調製スヘシ

第二款 各省決算報告書

第五十二條 各省大臣ハ翌年度十二月三十一日マテニ各省豫定經費要求書ト同一ノ區分ニ

據リ其省所管ニ屬スル經費ノ決算報告書ヲ調製シ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第三款 國債計算書

第五十三條 國債計算書ハ大藏大臣之ヲ調製スヘシ

第五十四條 國債計算書ニハ左ノ事項ヲ示スヘシ

第一 當該年度末日ニ於ル國債ノ種類及現高ヲ示ス所ノ計算

第二 當該年度ニ於テ償還シ及仕拂ヒタル各種國債ノ元高及利子ノ計算

第三 最近五箇年度間ニ於ル各種國債増減ノ形況ヲ示ス所ノ計算

第四款 特別會計計算書

第五十五條 特別會計計算書ハ會計法第三十條ニ據リ特別ノ會計ヲ立ルコトヲ許サレタル

事務ヲ管理スル所ノ各省大臣之ヲ調製シ毎年度經過後五箇月以内ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第五十六條 特別會計計算書ニハ左ノ事項ヲ示スヘシ

第一 收入計算

第二 支出計算

第三 最近五箇年度間資金ノ増減

第四 最近五箇年度間損益ノ比較

第六章 定額繰越、過年度支出、定額戻入

第一款 定額繰越

第五十七條 各省大臣會計法第二十一條及第二十二條ニ據リ定額ヲ翌年度ニ繰越サントスルトキハ年度經過後一箇月以内ニ繰越計算書ヲ作り大藏大臣ノ承認ヲ經ヘシ
本條繰越計算書ハ歳出豫算ノ區分ニ從ヒ調製シ左ノ事項ヲ示スヘシ

第一 繰越ヲ要スル項ノ定額

第二 右定額ニ對シ年度内ニ仕拂命令濟トナリタル額

第三 右定額ニ對シ仕拂命令ヲ發スヘキ額即チ翌年度ニ繰越ヲ要スル額

第四 右定額中全ク不用ニ歸シ決算ニ於テ取消スヘキ額

第五十八條 會計法第二十一條ニ據リ年度内ニ其經費ノ支出ヲ終ラサリシ金額ヲ翌年度ニ繰越サントスルトキハ其繰越サントスル金額ノ計算書ニ各事件毎ニ竣功遅延ノ事由ヲ示シ又請負ニテ爲サシムル工事若クハ製造ナレハ竣功遅延ノ事由ノ外ニ請負人職業住所氏名ヲ示シ契約書ノ寫ヲ添ユヘシ

第五十九條 大藏大臣各省定額ノ繰越ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ

第二款 過年度支出

第六十條 各省大臣過年度ニ屬スル經費ヲ支出セントスルトキハ其金額及其所屬年度ノ豫算ニ定メタル區分、年度、支出ノ事由ヲ示シ大藏大臣ノ承認ヲ經ヘシ

大藏大臣前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ翌月十日以内ニ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ

第六十一條 前條ニ據リ大藏大臣ノ承認ヲ經タル經費ヲ仕拂フ爲メ各省大臣ハ其承認ヲ經タル年度ノ各省定額ニ對シ仕拂命令ヲ發スヘシ

第六十二條 第六十條ニ據リ支出セントスル經費ノ金額ハ豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキモノ

外其經費所屬年度ノ豫算ニ於テ該經費ノ屬スル毎項定額中不用トナリタル金額ヲ超過スヘカラス

第三款 定額戻入

第六十三條 各省大臣會計法第二十三條但書ニ據リ定額ノ戻入ヲ爲サントスルトキハ定額戻入要求書ヲ作り大藏大臣ノ檢視ヲ受クヘシ

第六十四條 定額戻入要求書ニハ左ノ事項ヲ示スヘシ

第一 戻入ルヘキ金額

第二 金庫ニ於テ返納金ヲ領收シタル日付

第三 前金渡概算渡線替拂ヲ爲シタル仕拂命令ノ金額、年度、科目、番號、日付

第四 戻入ノ事由

第六十五條 各年度ニ屬スル定額戻入ノ要求ヲ爲スハ翌年度六月三十日ヲ過クルコトヲ得ス

第六十六條 大藏大臣各省大臣ノ要求ニヨリ定額ノ戻入ヲ檢視シタルトキハ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ

第七章 政府ノ工事及物件ノ賣買貸借

第一款 總則

第六十七條 契約ニ據リ工事ノ既濟部分又ハ物品ノ既納部分ニ對シ完済前ニ代價ノ一部分ヲ仕拂ハントスルトキハ各省大臣ハ特ニ検査ノ官吏ヲ命シテ事實ヲ測定シ其調書ヲ作ラシムヘシ

仕拂命令官ハ前項ノ調書ニ據ルニアラサレハ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得ス

第六十八條 前條ノ仕拂ヲ爲サントスルトキハ工事ノ既濟又ハ物品ノ既納トナリタル部分ニ對スル代價ノ五分ノ四ヲ超ユヘカラス

第六十九條 工事又ハ物品供給ノ競争ニ加ハラントシ若クハ其契約ヲ結ハントスル者ハ其工事又ハ物品ノ供給ニ二年以來從事スルコトヲ證明スヘシ

工事又ハ物品供給ノ競争ニ加ハラントシ若クハ其契約ヲ結ハントスル者ハ現金又ハ公債證書ヲ以テ保證金ヲ納ムヘシ

第七十條 前條ノ保證金ハ左ノ制限ニ據リ各省大臣之ヲ定ムヘシ

第一 競争ニ加ハラントスル者ハ其事項ノ見積代金ノ百分ノ五以上

第二 契約ヲ結ハントスル者ハ其事項ノ代金ノ百分ノ十以上

第七十一條 競争ノ落札者請負ノ契約ヲ結ハサルトキハ其保證金ハ政府ノ所得トス

第二欸 競争契約

第七十二條 競争ハ總テ入札ノ方法ヲ以テ之ヲ行フヘシ

第七十三條 入札ノ方法ヲ以テ工事又ハ物件ノ賣買貸借ヲ契約セントスルトキハ其入札期日ヨリ少ナクモ十五日以前ヨリ揭示又ハ官報新聞紙其他ノ方法ヲ以テ成ルヘク廣ク公告スヘシ

第七十四條 前條ノ公告ニハ左ノ事項ヲ示スヘシ

第一 競争入札ニ付スル事項

第二 契約書案ヲ示ス場所及其契約ノ取結ヲ擔任スル官吏ノ官氏名

第三 競争執行ノ場所日限及時刻

第四 入札ノ保證金額

第七十五條 各省大臣若クハ其委任ヲ受ケタル官吏ハ其競争入札ニ付シタル工事又ハ物件ノ價格ヲ豫定シ其豫定價格ヲ封書トシ開札ノトキ之ヲ開札場所ニ置クヘシ

第七十六條 開札ハ公告ニ示シタル場所日限時刻ニ入札人ノ面前ニ於テ之ヲ行フヘシ

入札人又ハ其代理人若シ開札ノ場所ニ出席セサルトキハ其入札ハ無効トス

第七十七條 開札ノ上ニテ各人ノ入札中一モ第七十五條ニ據リ豫定シタル價格ノ制限ニ違

セサルトキハ直ニ入札人ヲシテ再度ノ入札ヲ爲サシムルコトヲ得

第七十八條 落札トナルヘキ同價ノ入札ヲ爲シタル者數名アルトキハ同價ノ入札者ヲシテ

直ニ再度ノ入札ヲ爲サシムヘシ

再度ノ入札ヲ爲スモ尙ホ同價ノ入札アルトキハ直ニ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ムヘシ

第七十九條 競争ノ落札者請負ノ契約ヲ結ハサルトキハ更ニ競争ヲ行フヘシ

第八十條 工事及物件ノ賣買貸借契約書ニハ其契約セントスル事項ノ細密ナル設計、仕譯、

落成期限、受渡期限、保證金額、契約違背ノトキ保證金ニ對スル處分、其他一切必要ナル條

件ヲ掲グヘシ

第八十一條 契約ハ各省大臣若クハ特ニ其委任ヲ受ケタル官吏其契約書ニ署名捺印スルニ

アラサレハ確定セサルモノトス

第三欸 隨意契約

第八十二條 隨意契約書ハ第八十條及第八十一條ニ準據シ之ヲ作ルヘシ但一口五百圓未滿

ノ隨意契約ノ場合ニ於テハ左ノ書類ノ一ヲ以テ契約書ニ代用スルコトヲ得

第一 設計仕譯書ノ末ニ請負人ノ署名捺印シタルモノ

第二 請負人ノ署名捺印セル承諾書

第三 商業上ノ習慣ニ從ヘル往復書

第八十三條 隨意契約ノ場合ニ於テハ各省大臣ノ見込ニヨリ請負人ノ保證金ヲ免除スルコ

トヲ得

第八章 出納官吏

第一款 會計主務官、收入官吏、現金前渡ヲ

受ケタル官吏

第八十四條 出納官吏ハ其責任ニ屬スル會計ニ付自身ニ事務ヲ執ラサルヲ理由トシテ其責

任ヲ免ルコトヲ得ス但各省大臣ノ命令ヲ以テ特ニ其代理官ヲ定メタルトキ其代理官ノ所

爲ニ付テハ本條ノ限ニアラス

第八十五條 各省大臣ノ命シタル出納官吏代理官ハ其代理シタル所爲ニ付會計法第二十六

條ノ責任ヲ免ルコトヲ得ス

第八十六條 出納官吏ハ各省大臣ニ隸屬シ大藏大臣ノ指揮監督ヲ受クヘシ

第八十七條 會計主務官トナルヘキ官吏ノ任命罷免ハ豫メ大藏大臣ノ同意ヲ要ス但陸海軍

武官ニ係ル場合ハ本條ノ限ニアラス

第八十八條 各省大臣ハ所屬出納官吏ノ所爲ニ由リ政府ノ損失ヲ生シタリト認ムル場合ニ

於テハ會計検査院ノ判決以前ト雖モ其出納官吏ニ向テ辨償ヲ命スルコトヲ得

第八十九條 前條ノ場合ニ於テ其辨償ヲ命セラレタル出納官吏負擔ノ責ヲ免ルヘキ理由ア

リト信スルトキハ計算書ヲ作り證據書類ヲ添へ本屬大臣ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ送

付シ其判決ヲ求ムルコトヲ得

各省大臣ハ前項ノ場合ト雖モ其命シタル損失金ノ辨償ヲ猶豫セス

會計検査院ニ於テ其出納官吏ニ向テ辨償ノ責ナシト判決シタルトキハ其既納ニ係ル辨償

金ハ直ニ之ヲ還付ス

第九十條 現金ヲ領收スル收入官吏及現金前渡ヲ受ケタル官吏交替ノトキハ本屬大臣ヨリ

特ニ命シタル検査員ノ立會ヲ以テ會計事務ノ引繼ヲ爲スヘシ

第九十一條 現金ヲ領收スル收入官吏及現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ帳簿金櫃ハ毎年三月三

十一日若クハ該官吏轉免死亡停職ノトキ本屬大臣検査員ヲ命シテ之ヲ検査セシムヘシ但

臨時ニ現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ帳簿金櫃ハ定時ノ検査ヲ要セス

大藏大臣又ハ各省大臣ハ必要ト認ムルトキハ臨時ニ検査員ヲ命シテ現金ヲ領收スル收入

官吏及現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ帳簿金櫃ヲ検査セシムルコトアルヘシ

第九十二條 前條ノ検査ヲ執行スルニ當リ主務ノ出納官吏事故ニ由リ自身検査ヲ受クル能

ハサルトキハ其代理者若クハ特ニ本屬大臣ノ命シタル官吏ニ於テ立會ヲ爲スヘシ

第九十三條 現金ヲ領收スル收入官吏及現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ帳簿金櫃ヲ検査シタル

トキハ其檢定書ニ通テ製シ検査員及主務ノ出納官吏若クハ立會人之ニ署名シ一通ハ該官

吏若クハ立會人ニ交付シ一通ハ本屬大臣ニ提出スヘシ

第九十四條 現金ヲ領收スル收入官吏及現金前渡ヲ受ケタル官吏他ノ公金ノ出納ヲ兼掌ス

ルトキハ別ニ検査ノ方法アルニ拘ハラス金櫃ノ検査ヲ執行スル場合ニ於テハ他ノ公金ヲ

併セテ検査ヲ行フヘシ

第九十五條 會計主務官ハ毎年度經過後五箇月以内又收入官吏ハ毎年度經過後七箇月以内

ニ會計検査院ノ検査判決ヲ受クル爲メ毎年度會計事務ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ

之ヲ其所屬省又ハ歳入ノ事務管理廳ニ送付スヘシ

第九十六條 各省又ハ歳入ノ事務管理廳ノ部長若クハ特ニ監督ノ任アル官吏ハ前條計算

書ノ下検査ヲ執行シ其下検査書ヲ添ヘ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

第九十七條 現金ヲ領收スル收入官吏ハ會計検査院ノ検査判決ヲ受クル爲メ一年度内ニ執

行シタル出納ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ毎年度經過後二箇月以内ニ歳入ノ事務管

理廳ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

在外各廳ニ勤務スル現金ヲ領收スル收入官吏ノ前條計算書及證憑書類ハ毎年度經過後一

箇月以内ニ其廳ヲ發シ之ヲ歳入ノ事務管理廳ニ送付シ其管理廳ハ之ヲ會計検査院ニ送付

スヘシ

第九十八條 現金前渡ヲ受タル官吏ハ會計検査院ノ検査判決ヲ受クル爲メ各省大臣ノ定ム

ル所ニ據リ毎月一回若クハ數回經費仕拂ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ仕拂命令官ニ

送付シ仕拂命令官ハ其下検査ヲ執行シ下検査書ヲ添ヘ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ但行

軍費航海費ノ如キハ行軍若クハ航海ノ終リタルトキ本條ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第九十九條 出納官吏交替かろたいヲ爲シタルトキハ其在職期限經過後六十日以内ニ其在職期限間

ニ執行シタル會計ノ計算書ヲ調製シ第九十五條第九十七條第九十八條ノ手續ヲ爲スヘシ

第百條 出納官吏死亡しぼう其他ノ事故ニ由リ自身ニ計算書ヲ調製スル能ハサルトキハ各省大臣

特ニ命シタル官吏ヲシテ之ヲ調製セシムヘシ

出納官吏定期内ニ計算書ヲ送付セサルトキハ各省大臣ハ他ノ官吏ニ命シテ之ヲ調製セシムヘシ

本條ニ據リ調製シタル計算書ハ出納官吏ノ自身ニ調製シタルモノト見做シ會計検査院ニ於テ検査判決ヲ爲スヘシ

第百一條 出納官吏ノ計算書ハ提出ていしゅつノ後修正變更スルコトヲ得ス

第百二條 會計法第二十八條ニ據リ出納官吏ノ納ムヘキ身元保證金額ハ各省大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定メ會計検査院ニ通知スヘシ

出納官吏相當ノ資産アル者二人以上ヲ以テ保證人ト爲ストキハ各省大臣前項ノ身元保證金ノ全部若クハ一部ヲ免除スルコトヲ得此場合ニ於テハ各省大臣ヨリ其保證人ノ住所氏名職業ヲ大藏大臣及ヒ會計検査院ニ通知スヘシ

第百三條 身元保證金ハ現金ヲ以テ納ムヘシ但公債證書若クハ土地ヲ以テ現金ニ代用スルコトヲ得

第百四條 身元保證ノ現金ハ大藏省預金局通常預金ノ利子ヲ付スヘシ

身元保證ニ供スル公債證書若クハ土地ハ出納官吏ヨリ大藏大臣ニ書入トシ其土地ハ出納官吏ノ私費ヲ以テ登記ヲ受クヘシ

第百五條 會計検査院ノ判決ニ依リ各省大臣出納官吏ノ損失金辨償ヲ命シタル場合ニ於テ其指定シタル期限内ニ出納官吏ヨリ損失金ノ辨償ヲ爲サ、ルトキハ其身元保證金ヲ以テ辨償ニ充ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ身元保證金ニ代用シタル公債證書若クハ土地ハ各省大臣ノ通知ニ依リ大藏大臣之ヲ公賣ニ付シ其代價ヨリ損失金額ヲ差引シ剩餘アルトキハ出納官吏ニ返付スヘシ

保證人ヲ以テ身元保證金ノ免除ヲ得タル官吏損失金ノ辨償ヲ命セラレタル場合ニ於テ辨償スルコト能ハサルトキハ其保證人ヲシテ損失金ヲ辨償セシムヘシ

第百六條 前條ノ場合ニ於テ出納官吏ノ身元保證金ヲ以テ損失金ノ辨償ニ充ルニ足ラサル

トキハ其不足ハ出納官吏及其保證人ヨリ徴收スヘシ

第七條 出納官吏數職ヲ兼務シタルカ爲メ各職毎ニ身元保證ヲ爲シタルトキト雖モ身元保證金ハ出納官吏ノ責任其何職ヲ行ヒタルヨリ生シタルヲ問ス流用シテ辨償ニ充ツヘシ

第八條 出納官吏ハ其身元保證金ヲ以テ損失金ノ辨償ニ充テラレタルカ爲メ其身元保證金額定規ノ高ヨリ減シタルトキハ各省大臣ノ指定シタル期限内ニ其減少高チ追納スヘシ期限ヲ過キ追納ヲ爲サ、ルトキハ其職務ヲ執ルコトヲ得ス

第九條 出納官吏轉職其他ノ事故ニ由リ身元保證金ノ増納ヲ要スルトキハ其轉職若クハ事故ノ生シタル日ヨリ起算シ六箇月以内ニ増納スヘシ期限ヲ過キ増納ヲ爲サ、ルトキハ其職務ヲ執ルコトヲ得ス

身元保證金トシテ納メタル公債證書若クハ土地ノ價格改定ノ爲メ身元保證金額定規ノ高ヨリ減少シ之カ補填ヲ要スル場合ニ於テハ前項ノ例ニ據ル

第十條 出納官吏ノ身元保證金ハ其解職後會計検査院ニ於テ其官吏ノ執行シタル會計事務ニ付責任解除ヲ與ヘタル後ニ非サレハ之ヲ還付セス

第二款 金庫出納役

第十一條 會計法第三十一條ニ據リ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命シタル場合ニ於テハ日本銀行總裁ハ金庫出納役トシテ金庫ノ出納ヲ掌ルヘシ

金庫出納役ハ會計検査院ノ検査判決ヲ受クル爲メ毎年度經過後四箇月以内ニ一年度内ニ執行シタル出納ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ大藏大臣ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

第九章 帳簿

第十二條 大藏省ハ日記簿原簿補助簿ヲ備ヘ國庫ノ計算ニ入ルヘキ一切現金ノ出納ヲ登記スヘシ

第十三條 大藏省ハ歳入歳出ノ主計簿ヲ備ヘ總テ歳入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、收入未濟額、歳出ノ豫算額、仕拂命令濟額ヲ登記スヘシ

第十四條 收入官吏ハ收入簿ヲ備ヘ歳入ノ種類ヲ區分シ調定濟額、收入濟額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第十五條 歳入ノ事務管理廳ハ歳入簿ヲ備ヘ歳入ノ種類ヲ區分シ歳入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第一百十六條 會計主務官ハ支出簿ヲ備ヘ歲出ノ科目ヲ區分シ仕拂豫算額、仕拂命令調定濟額ヲ登記スヘシ

第一百十七條 各省中央會計主務官ハ歲出簿ヲ備ヘ歲出ノ科目ヲ區分シ歲出豫算額仕拂命令調定濟額ヲ登記スヘシ

第一百十八條 現金ヲ領收スル收入官吏、現金前渡ヲ受ケタル官吏及金庫出納役ハ現金出納簿ヲ備ヘ現金ノ出納ヲ登記スヘシ

第一百十九條 各年度經過後八箇月ノ末日ニ於テ大藏大臣ハ會計検査官立會ノ上ニテ大藏省ニ備ヘタル主計簿ヲ締切ルヘシ

第十章 雜則

第一百二十條 本規則ニ據リ會計主務官、收入官吏、現金前渡ヲ受ケタル官吏及金庫出納役ヨリ會計検査院ニ提出スル所ノ證明書ニ關スル規程樣式ハ會計検査院ニ於テ之ヲ定ムヘシ
第一百二十一條 前條ノ外本規則ニ掲クル諸計算書仕拂命令領收證ノ樣式ハ大藏大臣之ヲ定ムヘシ

第一百二十二條 帳簿ノ樣式及記入ノ方法ハ大藏大臣之ヲ定ムヘシ
第一百二十三條 本規則ハ明治二十三年四月一日ヨリ施行ス
本規則ト抵触スル命令ハ本規則施行ノ日ヨリ總テ廢止ス

法律第十五號

(明治二十二年五月九日)

會計検査院法

第一章 組織

第一條 會計検査院ハ天皇ニ直隸シ國務大臣ニ對シ特立ノ地位ヲ有ス

第二條 會計検査院ハ院長一員部長三員検査官十二員ヲ置キ之ヲ會計検査官トシ別ニ書記官二員検査官補二十四員及屬若干員ヲ置ク

第三條 院長ハ勅任トシ部長ハ勅任又ハ奏任トシ検査官書記官及検査官補ハ奏任トシ屬ハ判任トス

第四條 院長ハ院務ヲ總理シ部長ハ部務ヲ掌理ス

院長事故アルトキハ上席ノ部長ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第五條 會計検査院ニ三部ヲ設ケ各部部长一員検査官四員ヲ以テ検査ノ事務ヲ分掌ス

第六條 會計検査官ハ勅令ニ定メタル資格ヲ具スル者ヲ以テ之ニ任ス

會計検査官ハ刑事裁判若ハ懲戒裁判ニ依ルニアラサレハ其ノ意ニ反シテ退官轉官又ハ非職ヲ命セラル、コトナシ

會計検査官ニ關ル懲戒ノ條規ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第七條 父子兄弟ハ同時ニ會計検査官トナルコトヲ得ス

第八條 會計検査官ハ他ノ官職ヲ兼子及帝國議會又ハ地方議會ノ議員トナルコトヲ得ス

第九條 會計検査院ノ議事ハ總會議又ハ部會議ヲ以テ決ス總會議ハ院長ヲ以テ議長トシ部會議ハ部長ヲ以テ議長トス

議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十條 左ノ場合ニ於テハ總會議ヲ以テ議決ス

一 第十五條ニ依リ上奏ヲ爲シ又ハ天皇ノ下問ニ奉答スルトキ

二 第十四條ニ依リ報告書ヲ確定スルトキ

三 第十七條ニ依リ意見ヲ陳述スルトキ

四 検査事務ノ規程計算證明ノ様式及提出ノ期限ヲ定メ又ハ之ヲ改正スルトキ

五 其ノ他院長ニ於テ總會議ニ付スルノ必要アリト認メタルトキ

第十一條 計算検査ノ判決ハ凡テ會議ニ於テス其ノ總會議ニ於テスルト部會議ニ於テスルトハ會計検査院長ノ定ムル所ニ依ル

第二章 職權

第十二條 會計検査院ハ官金ノ收支官有物及國債ニ關ル計算ヲ検査確定シテ會計ヲ監督ス

第十三條 會計検査院ノ検査ヲ要スルモノ左ノ如シ

一 總決算

二 各官廳及官立諸營造ノ收支及官有物ニ關ル決算

三 政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ與フル團體及公立私立諸營造ノ收支ニ關ル決算

四 法律勅令ニ依リ特ニ會計検査院ノ検査ニ屬セラレタル決算

第十四條 會計検査院ハ憲法第七十二條ニ依リ決算ヲ検査確定スルト同時ニ左ノ諸項ニ付

報告書ヲ作ルヘシ

一 總決算及各省決算報告書ノ金額ト各出納官吏ノ提出シタル計算書ノ金額ト符合スル

ヤ否ヤ

二 歳入ノ賦課徴收歳出ノ使用官有物ノ得有沽賣讓與及利用ハ各其ノ豫算ノ規程又ハ法律勅令ニ違フコトナキヤ否ヤ

三 豫算超過又ハ豫算外ノ支出ニシテ議會ノ承諾ヲ受ケサルモノナキヤ否ヤ

第十五條 會計検査院ハ各年度ノ會計検査ノ成績ヲ上奏シ其ノ成績ニ就テ法律又ハ行政上ノ改正ヲ必要トスヘキ事項アリト認ムルトキハ併セテ意見ヲ上奏スルコトヲ得

第十六條 會計検査院ハ各官廳中一部ニ屬スル計算ノ検査及責任解除ヲ其ノ廳ニ委託スルコトヲ得但シ其ノ検査ノ成績ハ該廳ヲシテ之ヲ會計検査院ニ報告セシムヘシ

前項ノ委託ニ拘ラス會計検査院ハ時宜ニ依リ其ノ所管ノ官廳ヲシテ計算書ヲ送付セシメ之ヲ検査ヲ行フコトアルヘシ

第十三條 第三項團體及公立私立諸營造ノ決算ニ就テモ亦本條ヲ適用スルコトヲ得

第十七條 金庫ノ出納及簿記上ニ關ル各省ノ命令ニ付會計検査院ハ其ノ發布ノ前通知ヲ受ケ意見アルトキハ之ヲ陳述スルコトヲ得

會計検査院ハ收入及支出ニ關ル規則ヲ定メ及既定ノ規則ヲ改正スル各省ノ命令ニ付其ノ發布ノ前通知ヲ受ク

第十八條 會計検査院ハ計算書及計算證明ノ様式並ニ其ノ提出及推問ニ對スル答辯ノ期限ヲ定ム

第十九條 會計検査院ハ各官廳ヲシテ検査上必要ナル簿書及報告ヲ提出セシメ及主任官吏ノ辯明書ヲ求ムルコトヲ得

會計検査院長ハ検査上必要ト認ムルトキハ主任官吏ヲ派遣シ實地検査ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ豫メ本屬長官ニ通知シ該長官ハ主任官吏ヲシテ検査ニ立會ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十條 會計検査院ハ出納官吏ノ計算書及證憑書類ヲ検査シ正當ナリト判決シタルトキハ該官ニ對シ認可狀ヲ付シ其ノ責任ヲ解除ス若必要ナル場合ニ於テハ之ヲ推問シ辯明又ハ正誤ヲ爲サシメ仍正當ナラスト判決シタルトキハ本屬長官ニ移牒シテ處分ヲ爲サシム

第二十一條 會計検査院ノ判決ニ據リ辨償ノ責ヲ負フ者ハ天皇ノ恩赦ニ由ルノ外本屬長官之ヲ減免スルコトヲ得ス

第二十二條 出納官吏ノ計算書及證憑書ノ提出ヲ怠リ又ハ様式ヲ守ラサルトキハ會計検査院

版權登錄

明治廿二年五月十四日印刷
全廿二年五月廿日出版

定價金三十錢

版權
所有

著者 三輪 鑿藏
大阪府東區備後町三丁目七十七番屋敷

發行者 吉岡 平助
大阪府東區備後町四丁目七十八番屋敷

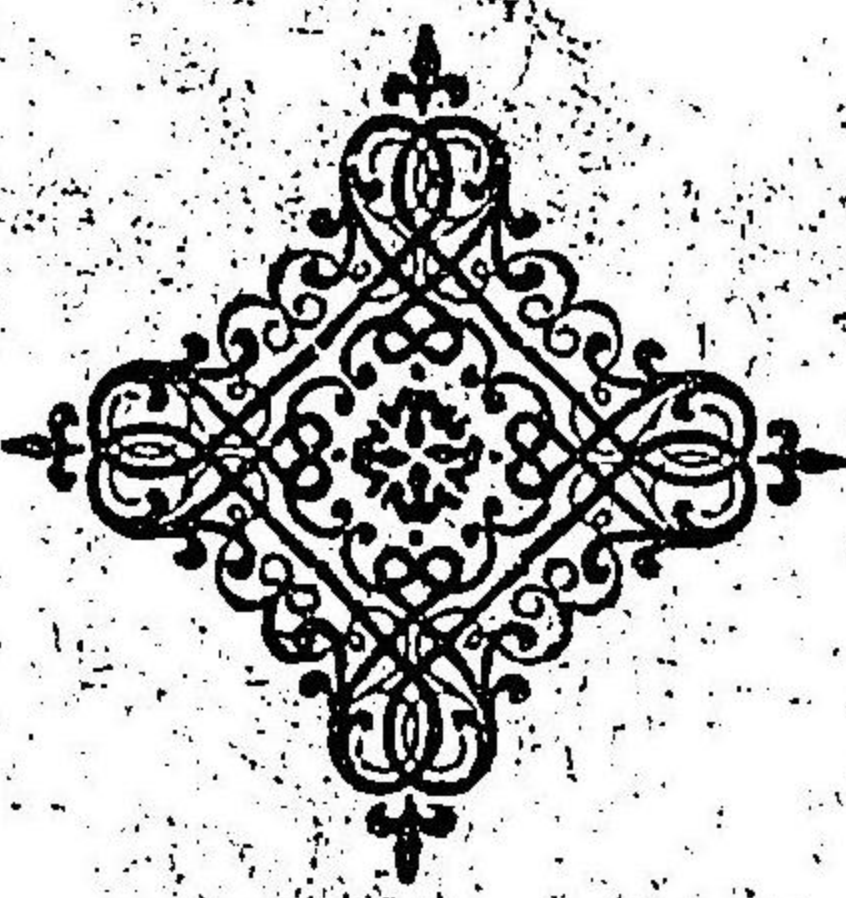
印刷者 大庭 和助
大阪府東區備後町四丁目八十一番屋敷

諸國賣別書肆

大阪	同盟書肆	伊賀上野	安屋勝二郎	大和奈具	中山福太郎	紀伊和歌山	津田源兵衛
東京	博聞社	同	阪田源藏	和泉堺	今井清治郎	同	瀬戸吉右衛門
同	坂上牛七	同名張	芳澤精三	攝津神戶	船井政太郎	同	小野元吉
同	東海書館	伊勢桑名	大塚茂兵衛	同	熊谷久榮堂	阿波德島	坂井万吉
同	吉川牛七	同	羽柴茂三郎	播州姫路	山野長平	伊豫今治	阿部利三郎
同	榊原友吉	同	川島九右衛門	同	本庄輔二	同	伊東卯一郎
同	三浦支店	同	松田卯三郎	同	高尾武治	同	澤本駒吉
同	杉本甚助	同	豐住謹治郎	同	長野治吉郎	同	山中專助
同	村上勤兵衛	同	加藤長平	備前岡山	新庄久太郎	同	栗尾民藏
同	大谷仁兵衛	同	石丸弘一	同	弘文北舍	同	栗尾民藏
同	清水幾之助	同	伊藤善太郎	同	森禎藏	同	栗尾民藏
同	大黒屋書房	同	中西嘉助	備後尾ノ道	三木半兵衛	同	栗尾民藏
同	川勝德二郎	同	三浦源助	同	森晉助	同	丸尾平三郎
同	佐々木惣四郎	同	岡安慶助	安藝廣島	松村善助	同	丸尾平三郎
同	福井源次郎	同	大北安之助	同	早速社	同	丸尾平三郎
同	小川義平	同	村上善四郎	同	清水倉三郎	同	丸尾平三郎
同	近江大津	同	品川為吉	周防山口	宮川臣吉	同	丸尾平三郎
同	彦根	同	岡崎左喜助	長門厚狹市	伊藤又七郎	同	丸尾平三郎
同	廣田七治郎	同	安立庄三郎	同	中原卯兵衛	同	丸尾平三郎
同	片野東四郎	同	近田大三郎	同	山名松治郎	同	丸尾平三郎
同	尾州名古屋	同	石田甚兵衛	同	野田大治郎	同	丸尾平三郎
同	三輪文治郎	同	大橋久吉	同	平井文助	同	丸尾平三郎

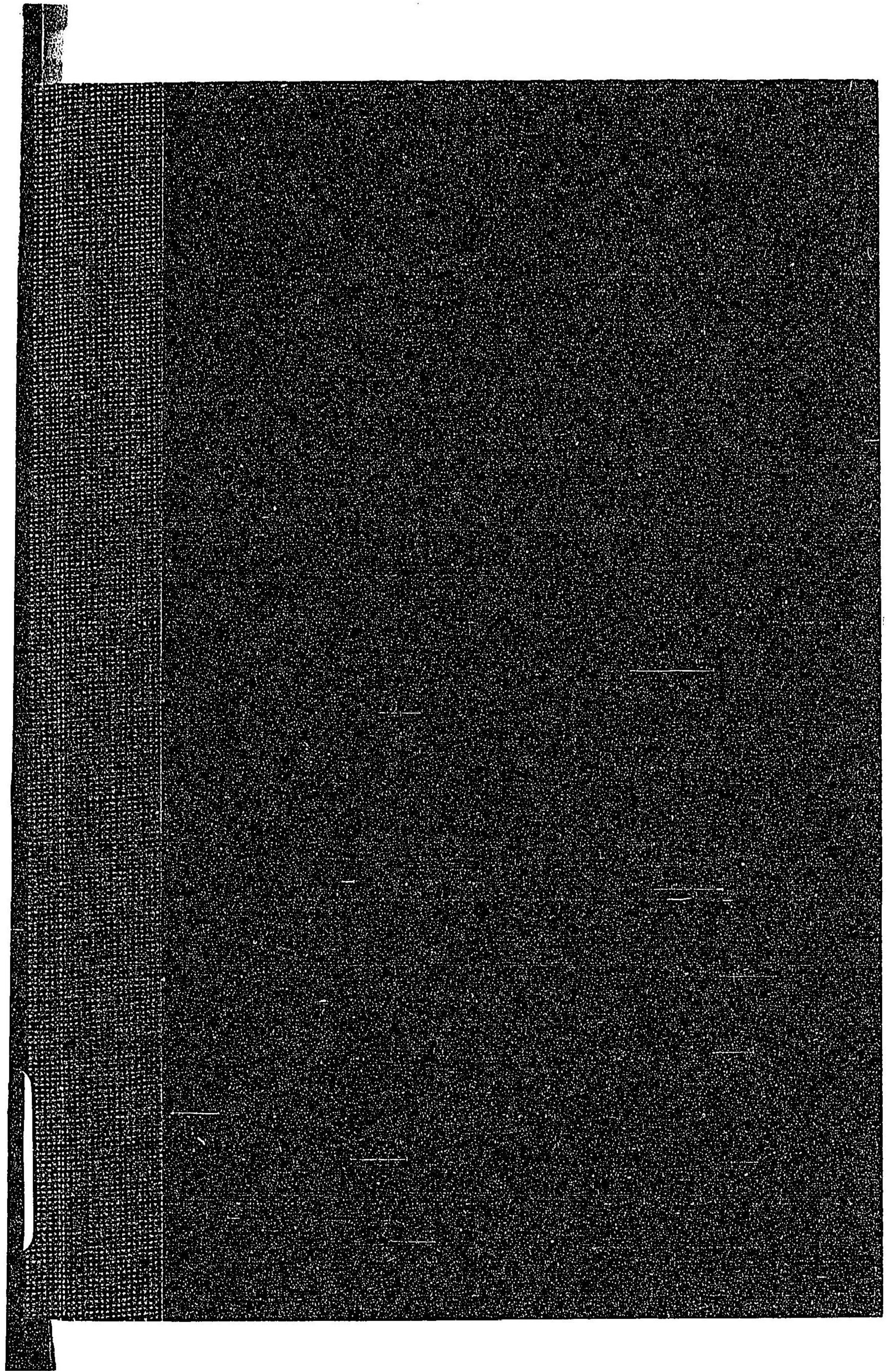
Decorative flourish at the top of the page.

Decorative border along the right edge of the page.



Decorative flourish at the bottom of the page.

Decorative flourish at the bottom of the page.



特14

110

大日本帝国憲法積義

国立国会図書館

031663-000-3

特14-110

大日本帝国憲法積義

三輪 鑿蔵 / 編

M22

BBE-0290

